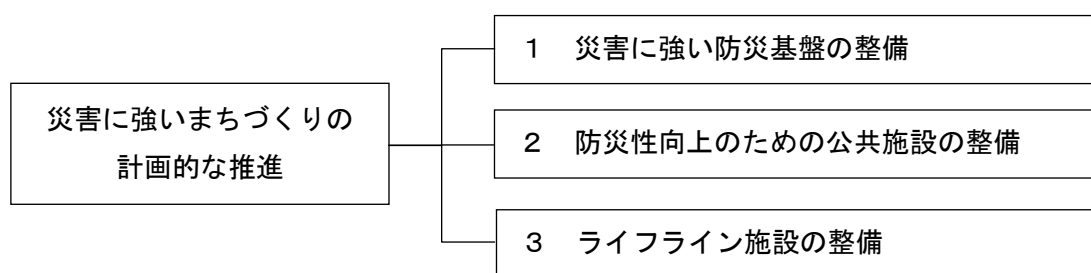


第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進

○ 市民と行政が一体となって平常時から防災について取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。



1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道局、政策財務部、農林水産部、環境部）

災害に強いまちをつくるためには、都市構造の防災性を高めていくことが重要です。

このため、一時避難場所となるオープンスペース、避難路、防災拠点などの防災基盤を始め、道路、河川、ライフライン等の社会基盤の整備の計画的推進を図ります。

また、要配慮者の方々が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強いまちにつながることから、ユニバーサルデザインのまちづくりと合わせて、環境への負荷をできる限り抑えた持続可能な社会の形成を住民参画のもとで推進します。

市民においても、災害に強いまちづくりについて「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自覚をもち、住民の主体的な防災組織・まちづくり組織の拡充と強化を図ることが重要です。

(1) 防災空間の確保

一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。

(2) 防災拠点の整備

地域のコミュニティ施設は日常的な防災活動の拠点として、また、災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、この整備・確保を推進します。

(3) 総合的かつ計画的な施設整備の推進

道路整備、河川改修、下水道整備等の各種事業の整備促進を推進します。

(4) 防災意識の高揚と自主防災組織の強化

市民の防災に対する意識を高めるとともに、自主防災組織の拡充と強化を図ります。

(5) 山地災害等への対応

治山事業や砂防事業等を促進し山地災害防止に努めます。

(6) 海岸保全施設の整備

海岸保全施設は、高潮災害の防止・軽減に有効な施設であることから、護岸堤防の整備促進を図ります。

2 防災性向上のための公共施設の整備（建設部、下水道局、水道局、都市計画部）

道路、河川、上下水道等各種公共施設は、防災上の役割や住民にとって必要不可欠なライフラインとしての性格を有しており、災害に強い施設の整備促進を図ります。

また、日常の管理が災害時の被害の減少につながることからその点検整備を推進するとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を計画的に実施します。

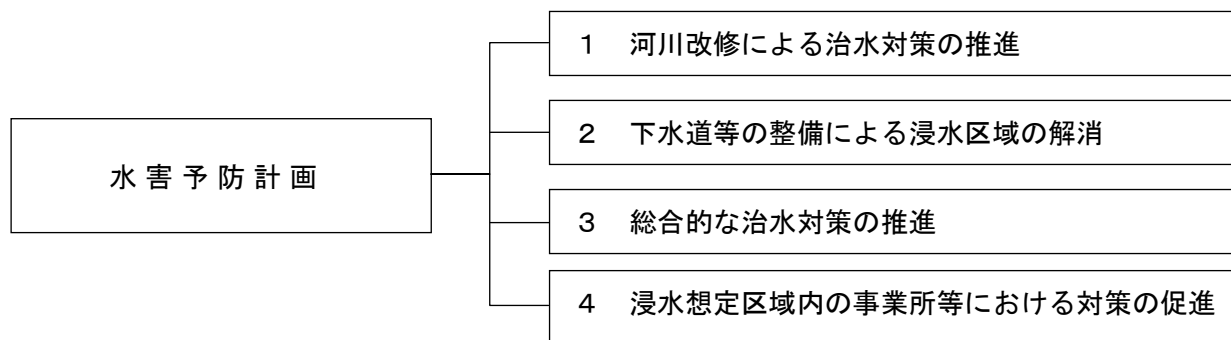
3 ライフライン施設の整備（指定公共機関、指定地方公共機関）

電気、ガス、電話、公共交通機関等は災害時に備え日常の保守管理を充分に行うとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を計画的に実施します。

また、災害時に備え防災関係マニュアルの整備や復旧訓練を実施し、災害に対する能力向上を図ります。

第2節 水害予防計画

- 水害に対する安全を確保するために、河川の改修をはじめ調整池の確保や下水道施設等の整備を進めるなど、流域全体の総合的な治水対策を推進します。



1 河川改修による治水対策の推進（建設部）

本市が管理する準用河川の未整備区間の改修を進め、治水安全度を向上させるとともに、国・県が管理する一・二級河川の整備との連携を図りながら、水系を一貫した治水対策を推進します。

2 下水道等の整備による浸水区域の解消（下水道局、建設部）

都市化の進展による雨水流出量の増大に対処するため、公共下水道及び排水路の新設・改修とポンプ場の整備を進め、浸水区域の解消に努めます。

3 総合的な治水対策の推進（建設部、下水道局、農林水産部、都市計画部）

雨水の流出抑制対策を多面的に行い、総合的な治水対策を推進するため、農業用ため池の調整池としての活用や農地の保水機能の確保、道路における浸透ますや透水性舗装など雨水の地下浸透施設及び各戸における雨水貯留や雨水の再利用施設の普及を促進します。

また、市が管理する地下道等で冠水する危険性の高い箇所については、排水ポンプを設置するなど、道路交通の安全性の確保を図ります。

開発行為に対しては、適切な土地利用を規制、誘導するとともに、雨水対策としては、調整池等の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を図ります。

4 浸水想定区域内の事業所等における対策の促進

浸水想定区域内の事業所等（地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等）については、水防法第15条の規定に基づき、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、訓練の実施等の措置を実施します。

(1) 避難確保計画及び浸水防止計画

ア 避難確保計画及び浸水防止計画で定める事項

- ・洪水時の防災体制に関する事項
- ・洪水時の避難の誘導に関する事項
- ・洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

イ 避難確保計画等の報告及び公表

避難確保計画又は浸水防止計画を作成・変更したときは、その旨を津市に報告するとともに、ホームページへの掲載やパンフレット等を作成するなどして公表します。

(2) 自衛水防組織

洪水時に施設の利用者等の迅速かつ円滑な避難を確保し、被害の軽減と拡大の防止を図るため、自衛水防組織の活動体制を確立します。

(3) 事業所等（地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等）の措置

ア 地下街等における措置

地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図るために、避難確保計画及び浸水防止計画を作成するとともに、自衛水防組織を設置し、訓練を実施しなければなりません。

浸水想定区域内の地下街等の施設は資料編のとおりです。

イ 要配慮者等が主として利用する施設における措置

浸水想定区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成に努めます。また、自衛水防組織を設置するとともに、訓練を実施するよう努めなければなりません。

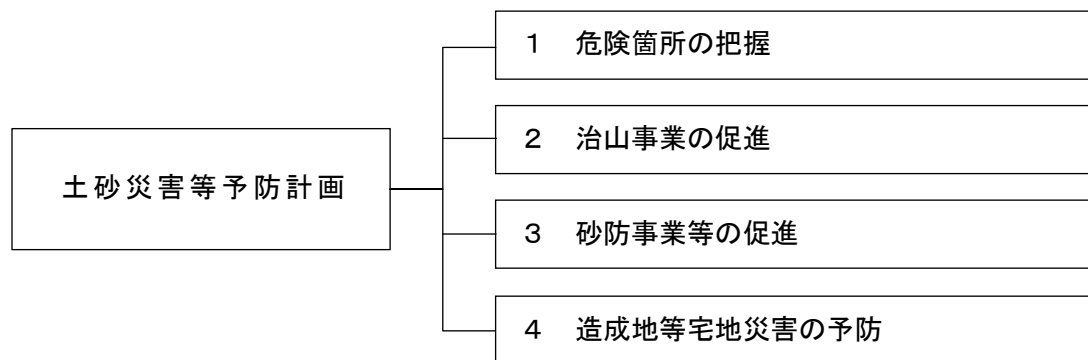
浸水想定区域内にある要配慮者等が主として利用する施設は、資料編のとおりです。

ウ 大規模工場等における措置

大規模工場等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成に努めます。また、自衛水防組織を設置するとともに、訓練を実施するよう努めなければなりません。

第3節 土砂災害等予防計画

○ 地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所については、防災体制の整備、予防措置の指導及び防災工事など各種の予防対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。



1 危険箇所の把握（農林水産部、建設部）

市は、関係機関と協力し、地すべり、がけ崩れ、土砂流出等による土砂災害の発生が予想される危険箇所のパトロールを実施し、正確な実態の把握に努めます。

2 治山事業の促進（農林水産部、各総合支所）

森林は、山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等、環境保全及び防災上大きな役割を果たしています。

このため、崩壊危険地及び崩壊地、未植栽地並びに浸食された溪流などの荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。

併せて機能の低下した保安林、被災保安林等を改良し、水源涵養機能、土砂崩壊、流出防備等の防災機能と大気浄化、温暖化防止等の環境保全機能を発揮する森林の造成及び改良に係る保安林整備事業の促進を図ります。

3 砂防事業等の促進（建設部）

(1) 砂防対策

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等の土石流等による災害から、市民の生命、財産を守るため、土石流危険溪流を把握するとともに、砂防えん堤の築造と浸食による土砂流出防止の護岸工事等の砂防事業を促進します。

併せて、砂防指定地における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(2) 急傾斜地対策

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上で急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が 5 戸以上、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院に危害が生ずるおそれのある区域は、「急傾斜地崩壊危険区域」としての指定と崩壊防止工事

の促進を図ります。

また、急傾斜地崩壊危険区域における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(3) 地すべり対策

地すべりは、特殊な地質のところでは土地の一部が地下水等に起因して移動する現象ですが、地すべりによる危険箇所の把握に努め、「地すべり防止区域」の指定と防止工事の促進を図ります。

4 造成地等宅地災害の予防（都市計画部、建設部）

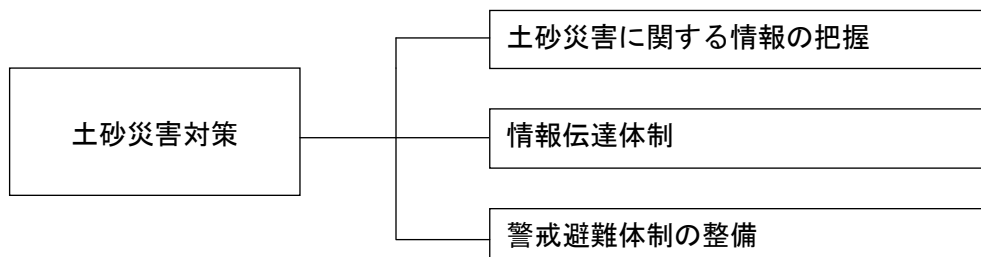
(1) 宅地造成地工事では、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊などの被害を未然に防止するため、都市計画法等に規定された災害防止に重点を置いた技術基準に基づき指導します。

(2) 土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築基準法第 40 条の適用区域内に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

(3) 豪雨等による宅盤等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象に、県が実施する被災宅地危険度判定士講習会への参加を促し、判定士の養成に努めます。

第4節 土砂災害対策

- 地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所について、情報の収集及び伝達、住民への周知などの対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。



1 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部）

津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や津市土砂災害情報相互通報システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。

また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への避難勧告等の判断材料として活用します。

2 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）

土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、必要に応じて次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。

- ア 同報系防災行政無線
- イ 津市防災情報メール（多言語版を含む。）
- ウ ファクス配信
- エ エリアメール
- オ CATV（データ放送を含む。）
- カ 広報車
- キ 津市公式アプリケーション「津うなび」

3 警戒避難体制の整備

(1) 警戒体制の整備（建設部、農林水産部、各総合支所）

- ア 状況の把握

豪雨や長雨等により、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより、状況の把握に努めます。
- イ 危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂

災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るほか、警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

ウ 災害発生場所の調査

土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地確認を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

また、道路など交通機関への影響がある場合は、市民等に周知するための応急の表示等を行い、危険を回避します。

(2) 避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

ア 避難開始の基準

第2編 第3章 第1節の3「避難開始の基準の設定」のとおりとします。

イ 自主的な避難

第2編 第3章 第4節のとおりとします。

ウ 避難計画の策定

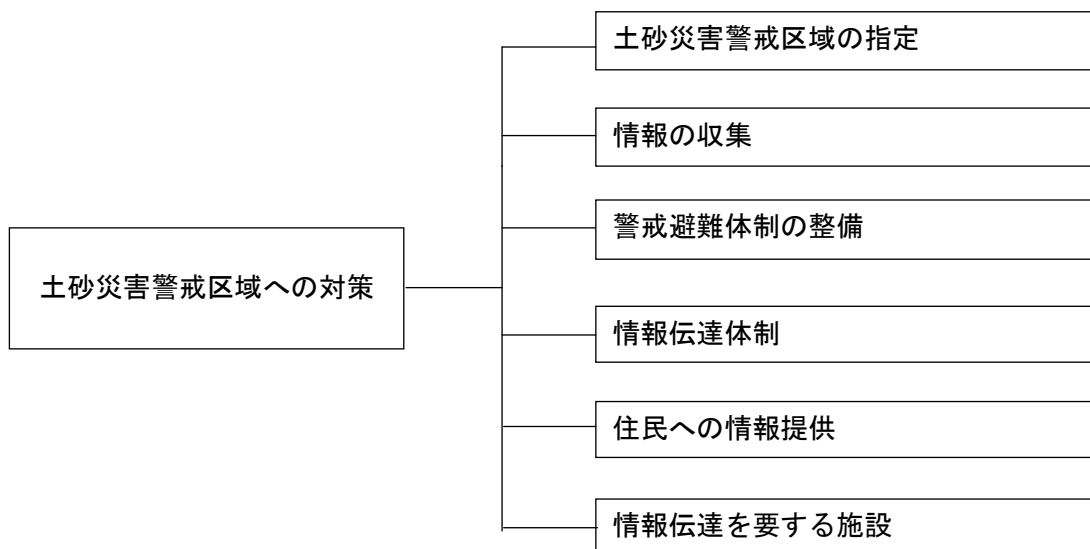
第2編 第3章 第5節のとおりとします。

エ 避難体制の整備

第2編 第3章 第6節のとおりとします。

第5節 土砂災害警戒区域への対策

- 地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される土砂災害警戒区域について、情報の収集及び伝達、住民への周知などの対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。



1 土砂災害警戒区域の指定（建設部、危機管理部）

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条の規定に基づき、三重県において、土砂災害危険箇所等の土砂災害発生の危険がある箇所で警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）に指定しています。

警戒区域の一覧は資料編のとおりです。

- (2) 警戒区域への対策

警戒区域については、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、必要な事項を定めて対応を図ります。

2 情報の収集（危機管理部）

津地方气象台と三重県が発表する土砂災害警戒情報や津市土砂災害情報相互通報システム等により、警戒区域ごとの土砂災害危険度情報の監視を行い、状況を把握します。

また、津地方气象台や三重県が発信する雨量情報等を収集・分析し、迅速な住民等への避難勧告等の判断材料として活用します。

3 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所）

- (1) 警戒体制の整備

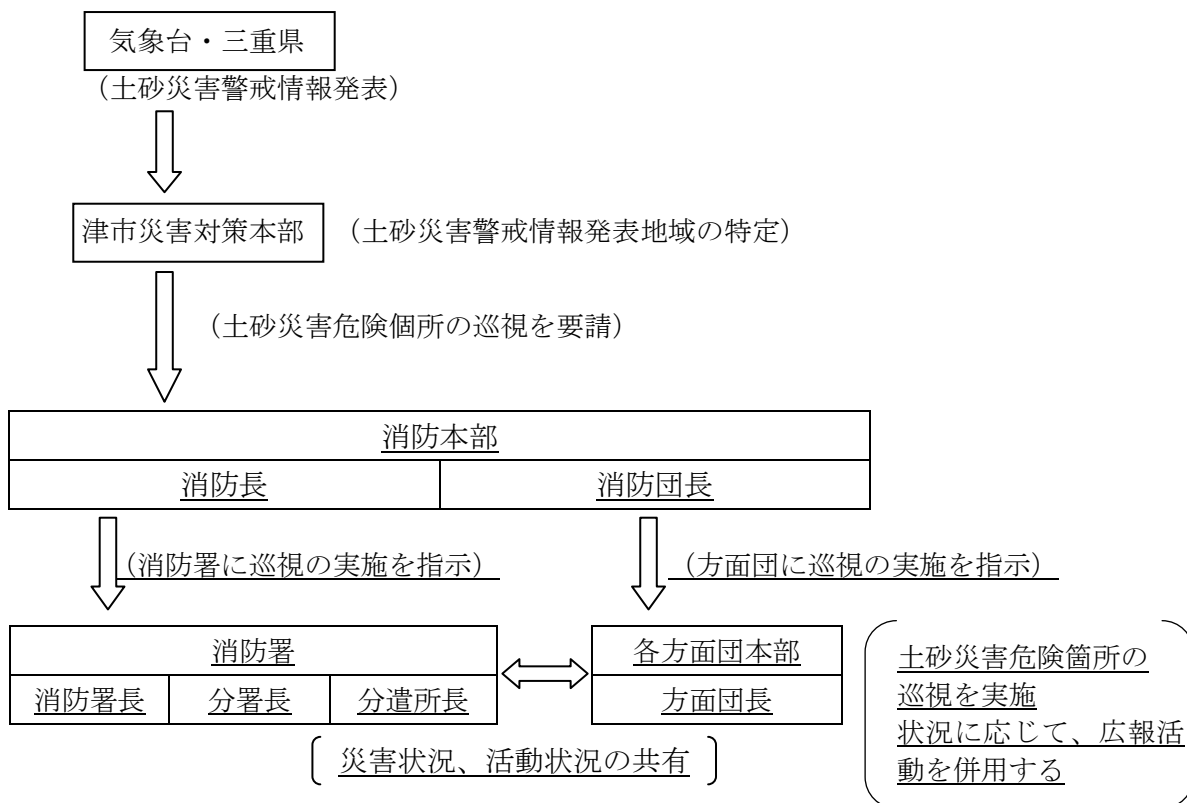
ア 状況の把握

豪雨や長雨等により、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより、状況の把握に努めます。

イ 監視体制

土砂災害警戒情報が発表された後、津市土砂災害情報相互通報システムにおいて、土砂災害警戒情報が橙色（警戒）となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います。

【土砂災害危険箇所監視体制】



※ 巡視結果の報告は、連絡体制の逆の流れとする

※ この体制は、一般の土砂災害対策においても適用するものとする。

ウ 危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るほか、警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

(2) 避難体制の整備

ア 避難計画の作成

地域で土砂災害に係る説明会やワークショップ等を開催し、危険についての理解を深めるとともに、タウンウォッチングや避難訓練を通じ、地域における危険箇所や避難経路の確認を行い、避難方法や避難計画の作成など、避難体制づくりを推進します。

イ 土砂災害避難施設・土砂災害避難協力施設の指定

警戒区域内に所在する避難所について、土砂災害を受ける可能性が高い場合又は土砂災害を受けるおそれがある場合等に、その代替となる民間施設等をあらかじめ土砂災害避難施設又は土砂災害避難協力施設（以下「避難施設等」という。）として指定することを推進します。

《土砂災害避難施設の選定基準》

(ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに土砂災害危険箇所の範囲外でその周辺等に所在する建物

(イ) 有効的な避難スペース（避難者一人当たりの面積が、概ね2㎡）及び有効的な避難スペースまでの有効な避難経路を有する建物

(ウ) 浸水及び暴風により構造耐力上支障のある事態を生じない構造の建物

(エ) 日常的に使用され、又は管理されている建物

(オ) 避難所として指定されていない建物

(カ) いつでも避難できる建物

《土砂災害避難協力施設の選定基準》

(ア) 土砂災害避難施設の(ア)～(オ)と同じ

(イ) 所有者又は管理者が認める日時に限り避難することができる建物

4 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）

土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、地域からの情報、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、必要に応じて次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。

ア 同報系防災行政無線

イ 津市防災情報メール(多言語版を含む。)

ウ ファクス配信

エ エリアメール

オ CATV（データ放送を含む。)

カ 広報車

キ 津市公式アプリケーション「津うなび」

5 住民への情報提供（危機管理部）

ア 三重県より土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、地区ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた土砂災害マップを作成し、公表する。

イ 地域全体の土砂災害警戒区域の指定が完了した場合は、アに定める情報を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、公表する。

6 情報伝達を要する施設（危機管理部）

土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき、警戒区域内に高齢者、障がい者、乳幼児等の特に防災上の要配慮者が利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が図れるよう、事前に、ファクス配信等を活用して、土砂災害に関する情報等の伝達を行います。

第6節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

○ 道路、河川、鉄道、電気、上下水道、ガス等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設を整備します。



1 道路・橋りょうの整備促進（建設部）

(1) 道路・橋りょうの安全確保

道路・橋りょうは市民の日常生活の面で重要な役割を担っていますが、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、道路管理者は、道路網とその安全性の確保を計画的に推進します。

(2) 幹線道路の整備

災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管理者は、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路や地域の生活の基盤となる重要な生活道路の整備を計画的に推進します。

(3) 橋りょうの整備

道路管理者は、橋りょうの劣化や損傷の有無の把握に努めるとともに、耐震化、長寿命化を推進し、災害時の機能確保を図ります。

(4) 孤立集落の安全確保

孤立集落に接続する道路は、落石・法面崩壊の対策を必要とする箇所にあることから、これらの災害防除事業の推進に努めます。

2 河川の改修促進（建設部）

本市の管理する河川は、準用河川をはじめとして支線水路まで至りますが、損壊等に起因する浸水を未然に防止するため、河川管理者は、その果たすべき機能が確保されるよう、必要な改修を行います。

3 海岸保全施設の整備促進（建設部）

海岸保全施設は、昭和 34 年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。

このため、台風の高潮等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設の整備促進に努めます。

4 港湾施設の整備促進と輸送機能の確保（都市計画部）

中部国際空港海上アクセス基地（津なぎさまち）は、災害発生後の業務継続活動に資するため、海上輸送機能の安全確保に努めます。

5 漁港施設の整備促進（農林水産部）

漁港は、市民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしていることから、施設の安全性の確保に努めます。

また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じた場合は緊急の輸送基地としての活用を図ります。

6 上水道施設の整備促進（水道局）

災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、水道施設及び管路の耐震化等を計画的に進めます。

また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図るとともに、円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。

7 下水道施設の整備促進（下水道局）

下水道の老朽化施設については、計画的な改築を進めます。

新たな施設については、地質、構造等の状況を配慮して災害対応の強化に努めます。

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 施設の損壊等による下水の滞留に備え、施設の複数化や雨水管渠の活用等のバックアップ機能の導入に努めます。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (3) 災害時に必要な応急復旧資材の確保に努めます。
- (4) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管を図ります。
- (5) ポンプ場の耐水対策を図ります。

8 公共交通機関の整備促進

(1) 鉄道（鉄道事業者）

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておきます。

ア 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 鉄道施設の安全対策の推進

橋りょう、土木構造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、安全性の向上を図ります。

(イ) 情報連絡施設の整備

防災情報システム導入による運転保安の強化を図ります。

(ウ) 復旧体制の整備

- a 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- b 復旧用資材の配置及び整備
- c 災害に関する知識の普及
- d 訓練の実施

イ 近畿日本鉄道株式会社

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合に迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じます。

(ア) 施設の防災構造の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図ります。

(イ) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図ります。

(ウ) 復旧体制の整備

- a 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- b 応急復旧用資機材の配置及び整備
- c 列車及び旅客の取り扱い方の徹底

- d 消防及び救護体制
- e 防災知識の普及
- ウ その他の鉄道事業者
 - 日本貨物鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。
- (2) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）
 - 災害に対処できるよう、次の体制の整備を図ります。
 - ア 三重交通株式会社
 - (ア) 復旧体制の整備
 - a 災害復旧に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
 - b 訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実
 - (イ) 情報連絡施設の整備強化
 - バス車両無線の全車搭載への計画的取り組み
 - イ その他の一般乗合旅客自動車運送事業者
 - その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても同様の体制を整備します。

9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進（各施設管理者）

避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、優先かつ計画的に耐震改修等の措置を図ります。

10 電力施設の整備促進（中部電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努めます。

- (1) 送電設備、変電設備、配電設備等については、耐震対策など平常時から災害を考慮した対策を講じます。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備します。
- (4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定します。
- (5) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

11 ガス施設の整備促進

- (1) 都市ガス（都市ガス事業者）
 - 災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施します。
 - ア 新規に埋設する管は、耐震性に優れ耐食性の高い材質とします。また、経年管についても計画的に更新します。
 - イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
 - ウ 災害復旧用資機材・車両等の確保や緊急時の輸送体制を確保します。

エ 重要施設への供給を早期に確保するため、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定します。

オ 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

(2) L P ガス (L P ガス事業者)

ア L P ガス容器について、流失及び転倒防止措置を実施します。

イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

12 廃棄物処理施設の整備促進（環境部）

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、施設運営が困難となり、生活環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から耐震性の確保や燃料の供給停止への備えなど施設の管理を十分に行います。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保します。

(2) 応援体制の整備

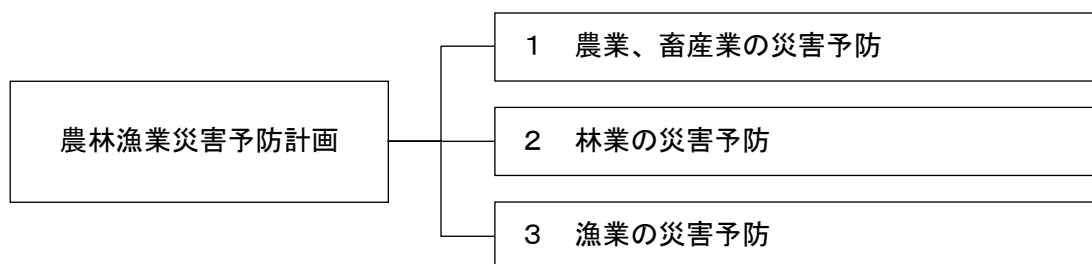
災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町はもとより他都道府県や民間企業についても応援体制の整備を推進します。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておきます。

第7節 農林漁業災害予防計画

- 災害に強い農業、畜産業を推進するための施策を行います。
- 災害防止のため林業の再生を進め、治山・砂防対策の推進により土砂流出防止等の機能を保持向上させます。
- 水産基盤の整備に努めるとともに、被災しやすい施設については各種指導により被害防止に努めます。



1 農業、畜産業の災害予防（農林水産部）

(1) 防災営農施策

災害による農作物被害(病虫害を含む)の減少を図るための施策を推進します。

(2) 農地保全

ア 湛水被害を生ずるおそれのある地域においては、排水施設の整備を行い、災害の防止に努めます。

イ ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常等の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第4次三重県地震防災緊急事業5カ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。

(3) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

三重県中央家畜保健衛生所と連絡を密にし、災害発生時に県が実施する家畜伝染病の調査や家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のための必要な措置（検査、注射、消毒等）に対して協力します。

2 林業の災害予防（農林水産部）

(1) 林業の再生

林野災害を未然に防止するため、林業の再生を進め、森林の適正な管理を推進し、防災を目的として指定されている保安林の保全を図ります。

(2) 林地開発の規制

林地開発においては、適正な防災措置を講じさせることにより、計画的な水源涵養機能の向上を図ります。

(3) 森林の荒廃防止

森林の荒廃を予防するため、伐採等の人為的原因及び地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を各流域に検討し、予防治山事業を促進します。また、既往の災害により荒廃した地城については復旧を促進します。

3 漁業の災害予防（農林水産部）

(1) 漁港の安全対策

漁港区域における施設の防護と漁船の安全を目的として防波堤、護岸等の整備を行うとともに、泊地、航路の浚渫、物揚場の整備を推進します。

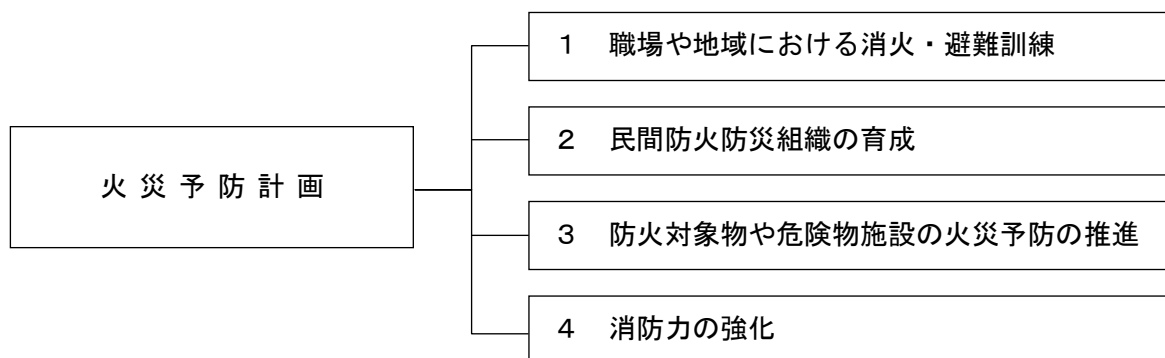
また、漁船の安全係留、退避及び漁具等の被害防止について指導します。

(2) 養殖場の安全対策

漁具及び養殖施設において、被害を受けやすい状態にある施設については、管理者に対して発災時の漁具等の撤去、移動、補強等の防災指導を行います。

第8節 火災予防計画

- 職場や地域における消火・避難誘導訓練を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。
- 防火対象物や危険物施設の火災予防を推進します。
- 消防力の強化を図ります。



1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部）

職場や地域における火災の予防、初期消火及び避難誘導について講習会や訓練を実施します。

2 民間防火防災組織の育成（消防本部）

- (1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び婦人防火推進委員等の育成を図ります。
- (2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報、避難誘導訓練及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。

3 防火対象物や危険物施設の火災予防の推進（消防本部）

計画的に防火対象物や危険物施設の予防査察を実施し、火災発生の危険要因を是正し、火災の未然防止を図るとともに、火災による被害の軽減を図ります。

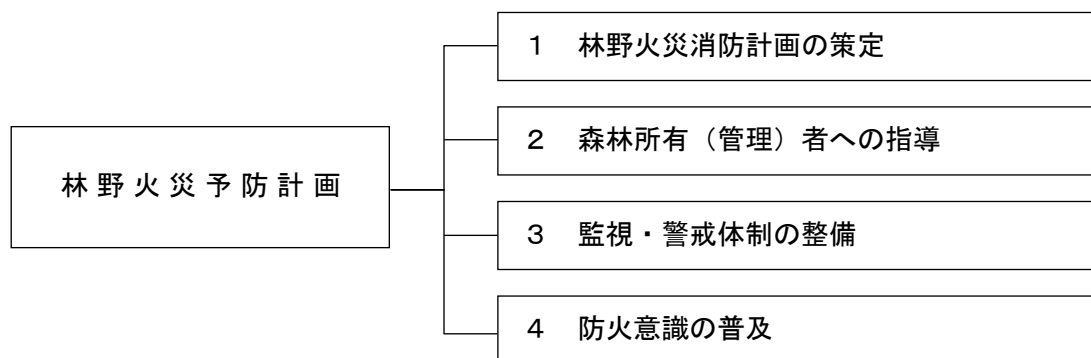
4 消防力の強化（消防本部）

消火栓の断水時などにも使用でき、かつ地震に強い耐震性防火水槽や、高度な消火・救急・救助資機材などを整備し、複雑多様化する各種災害に対応できるよう消防力の強化に努めます。

また、消防力を最大限に発揮できるよう、消防力整備計画などの策定・見直しを行います。

第9節 林野火災予防計画

- 関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立に努めます。
- 林野火災の発生を未然に防止するために、防火意識の普及・啓発、林野巡視の強化及び予防施設の整備を図り、健全な森林の育成を図ります。



1 林野火災消防計画の策定（消防本部）

市は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努めます。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査のうえ、次の事項について計画します。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防護鎮圧計画
- (3) 資機材整備計画
- (4) 啓発運動の推進計画
- (5) 防災訓練の実施計画

2 森林所有（管理）者への指導（消防本部、農林水産部）

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し次の事項について指導を行います。

- (1) 防火線、防火樹帯の設備及び造林地に防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の整備
- (5) 火災多発期（12月～3月）における巡視の強化
- (6) 林野火災対策用資機材の整備

3 監視・警戒体制の整備（消防本部、農林水産部）

林野火災防止のため、山地防災ヘルパー等の巡視制度及び火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の整備に努めます。

火災が発生するおそれ大きいと認められる山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ、喫煙を制限します。

特に、火災警報発令時においては、監視・警戒体制を強化するとともに、津市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は火の使用制限を徹底するなど万全の方策を推進します。

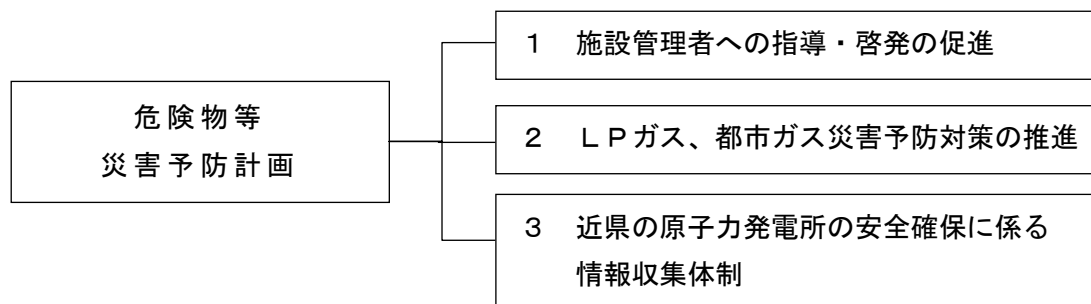
4 防火意識の普及（消防本部、農林水産部）

関係機関の協力を得て、一般住民に対し「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防火思想の普及啓発を図ります。

なお、登山、遊山、狩猟等の山入者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林保全巡視を通じた指導や「火気取り扱い注意の掲示」「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講じます。

第10節 危険物等災害予防計画

- 災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、危険物施設における施設管理者への指導・啓発を促進するとともに、公共の安全を確保するため、保安体制の整備に努めます。



1 施設管理者への指導・啓発の促進（消防本部）

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の整備、保安意識の高揚に努めます。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行います。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行について指導を行います。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会、研修会等を実施します。

(4) 自主保安体制の強化

防災資機材の増強を図るとともに自主保安体制の整備・強化に努めます。

2 LPガス、都市ガス災害予防対策の推進

LPガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、保安体制を確立するとともに、二次災害の予防に努めます。

(1) 保安、防災体制の確立（ガス事業者）

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互の連絡、又は津地区広域ガス安全対策連絡協議会を通じて地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と住民の安全対策の推進を図ります。

(2) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策（道路管理者）

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について道路法に基づく道路の占用許可を与える場合には、当該申請者に対し安全対策上の措置について指示又は条件を付します。

(3) ガス消費者に対する啓発（ガス事業者）

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため必要な啓発を行います。

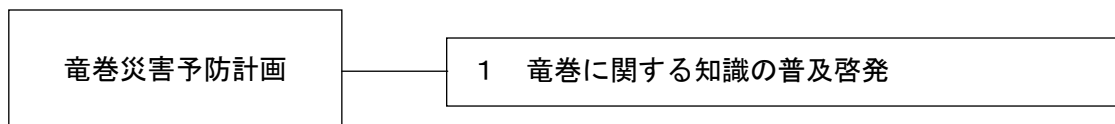
3 近県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制（危機管理部）

近県の原子力発電所の安全確保に関する情報収集について、市民の不安を解消することを目的として、以下の事項について、三重県との連絡体制を整備します。

- (1) 災害などにより、原子力施設に非常事態が発生したとき
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき
- (3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき
- (4) その他上記各項に準ずる異常が発生したとき

第11節 竜巻災害予防計画

- 発生すれば局地的に甚大な被害をもたらす竜巻に関する知識の普及啓発を行い、被害の軽減を図ります。



1 竜巻に関する知識の普及啓発（危機管理部）

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生します。特に沿岸部で発生が多く確認されています。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難です。

そのため、竜巻に関する知識の普及啓発を行い、人的被害の軽減を図ります。

(1) 住民への啓発

市は、関係機関と連携して、竜巻に関する知識の普及啓発を行い、人的被害の軽減を図ります。

(2) 安全な場所への避難啓発

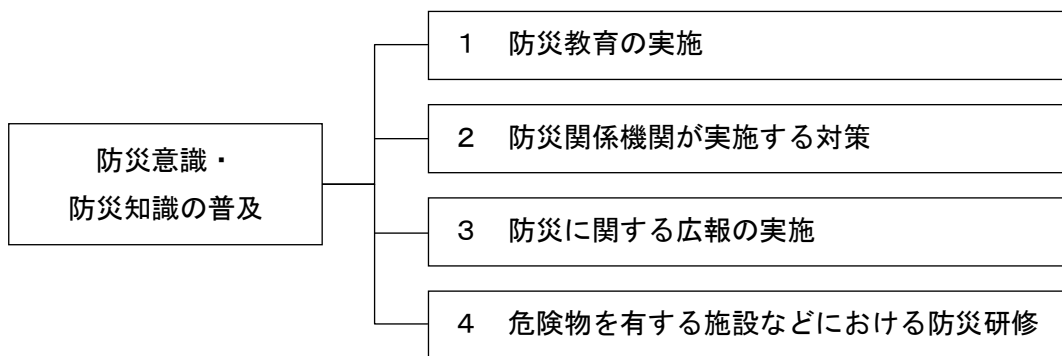
竜巻来襲時に鉄筋コンクリート構造など頑丈な建物の中へ避難し、屋内でも窓や壁から離れ、より安全な場所へ避難するよう啓発を行います。

第2章 地域防災力の育成

- 防災教育などを通じた防災知識の普及と実践的な防災訓練を通して、「自らの身の安全は自ら守る」人づくりに努めます。
- 自主防災組織を育成し、消防団を含めた地域防災力の向上を図ります。特に、要配慮者に配慮した地域づくりを進めます。
- ボランティアなど自発的な活動を支援します。

第1節 防災意識・防災知識の普及

- 全ての市民が、防災に関する意識と知識を持つための取り組みを進めます。



1 防災教育の実施（危機管理部、教育委員会事務局、市民部、健康福祉部）

(1) 市民に対する防災啓発

市は、地域での学習会、広報等を通じて、災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等、防災に関する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。

また、防災知識の普及に当たっては、高齢者や乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要なことや被災時の男女のニーズの違いがあること等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。

(2) 学校教育における防災教育

ア 学校教育において、児童・生徒が、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。

イ 学校現場での取り組みを家庭、地域へと広げ、市全体の防災力の向上を図ります。

ウ 発達段階に応じた学習カリキュラム、教材の研究・開発を推進します。

エ 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。

オ 教職員の防災研修を推進します。

(3) 社会教育における防災教育

公民館活動等における講座、研修などの学習内容に防災教育を組み入れ、正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

(4) 防災学習・防災啓発に係るコミュニティ施設等の有効活用

防災学習・防災啓発を実施するに当たっては、防災コミュニティセンターや市民センター等の公共施設のほか、地域の集会所等も有効的に活用を図ります。

2 防災関係機関が実施する対策

防災関係機関は自らの取り組みの中で防災教育活動を推進するとともに、住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用して実施します。

3 防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）

市は、地域で行われる学習会、防災マップや広報紙、ホームページ等の様々な媒体を通して、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

《 広報内容 》

- | | |
|----------|--|
| (知識) | <ul style="list-style-type: none">・ 気象情報、避難場所、過去の災害事例等、災害の基礎知識・ 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法・ 地域の災害特性、危険場所・ 各機関の実施する防災対策 |
| (災害への備え) | <ul style="list-style-type: none">・ 避難場所や避難経路の確認・ 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策・ 耐震診断・耐震補強の実施・ 防災訓練、地域の自主防災活動への参加・ 1週間分以上の食料、飲料水、物資の備蓄・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の準備等 |
| (災害時の行動) | <ul style="list-style-type: none">・ 身の安全確保、救助、応急手当・ 避難時の火元確認、電源ブレーカーの遮断・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行・ 避難行動要支援者への支援・ 情報の収集等 |

4 危険物を有する施設などにおける防災研修（消防本部）

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進します。

第2節 防災訓練の実施

- 防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の高揚を図るため各種の防災訓練を実施します。
- 現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実情に即した実践的な内容とします。



1 防災訓練の実施

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

- ア 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。
- イ 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。
- ウ 訓練を実施する際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。併せて、女性、子供、高齢者、障がい者等様々な方の参加の下、実施します。

(2) 訓練の種類

- ア 国及び県が主体
 - (ア) 国、県その他関係機関が実施する訓練
 - 国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連携を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に抑えるように努めます。
 - (イ) 広域合同防災訓練
 - 市は、県との協力のもとに広域合同防災訓練を実施します。
- イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部）
 - (ア) 総合防災訓練
 - 市は県、自衛隊等防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等と連携して総合防災訓練を実施します。
 - (イ) 消防訓練
 - 消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施します。
 - (ウ) 水防訓練
 - 水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施します。
 - (エ) 避難訓練（避難の三類型）
 - 風水害、土砂災害の避難訓練においては、避難の三類型を考慮した避難訓練を実施します。

(オ) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、平常時から無線通信機器の操作習熟に努めるとともに、市民、各機関ごと及び複数の他機関との間において情報の収集、伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等について訓練を実施します。

(カ) 図上訓練

組織の内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう図上訓練を行います。

また、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。

ウ 幼稚園、保育園、小・中学校が主体（教育委員会事務局、健康福祉部）

防災関係機関や教育委員会などの指導のもとに、職員、保護者を含めて訓練を行います。

児童生徒等を対象とした訓練では、地域生活圏に存在する危険の確認と対処方法、災害に対して沈着、冷静、敏速に行動するなど、身の安全を守る動作と方法を訓練します。

教職員・保護者は、それぞれの役割を確認します。

エ 地域が主体

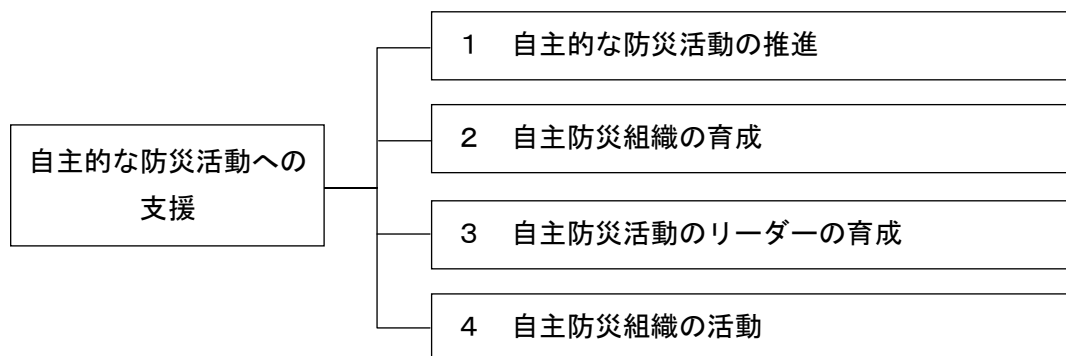
自主防災組織を中心とする市民は、市の防災訓練等を参考にして地域性を考慮した訓練を実施します。

2 防災訓練の検証

訓練終了後、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善に努めます。

第3節 自主的な防災活動への支援

- 風水害などから命を守るためには、「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」行動が重要となるため、地域が実施する自主的な防災活動への支援を行います。



1 自主的な防災活動の推進（危機管理部、各総合支所）

大規模災害が発生した際に、地域の被害を軽減するためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が互いに協力し防災活動に取り組むことが重要です。

このことから、市は、「自助・共助」の重要性に鑑み、地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成を推進します。

2 自主防災組織の育成（危機管理部、各総合支所）

地域ごとの自主防災組織の結成促進及び育成のため、次の支援を行います。

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報・啓発資料の作成
- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 自主防災活動に必要な防災資機材等の整備支援
- (5) 自主防災組織の避難計画をはじめとする防災に関する計画の策定支援
- (6) 市内自主防災組織間の連携の支援
- (7) 地域の多様な組織との連携の支援

3 自主防災活動のリーダーの育成（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織の構成員を対象とした研修を実施し、地域での自主的な防災活動のリーダーの育成に努めます。

4 自主防災組織の活動（危機管理部、各総合支所）

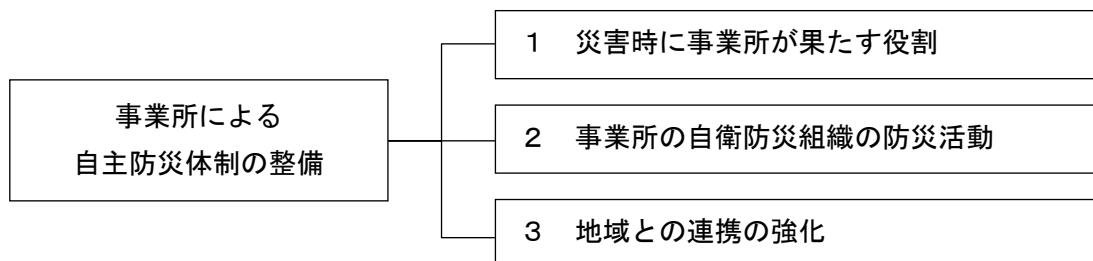
自主防災組織は、平常時において、①防災知識の普及、②地域内の安全点検、③防災訓練の実施、④防災資機材の点検整備など、地域防災力の向上に努めるほか、災害時においては、①情報の収集と伝達、②出火防止と初期消火、③避難誘導、④救出・救護、⑤給食・給水などを行います。

なお、自主防災組織の具体的な活動内容は、地域の特性等を踏まえ、自主防災組織で話し合って定めます。

また、自主防災組織の体制づくりや活動の実施に当たっては、女性の参画の促進に努めます。

第4節 事業所による自主防災体制の整備

- 事業所は、災害時に従業員、顧客の安全を確保するとともに、業務継続に向けての社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。



1 災害時に事業所が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全確保
- (2) 業務の維持、継続
- (3) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

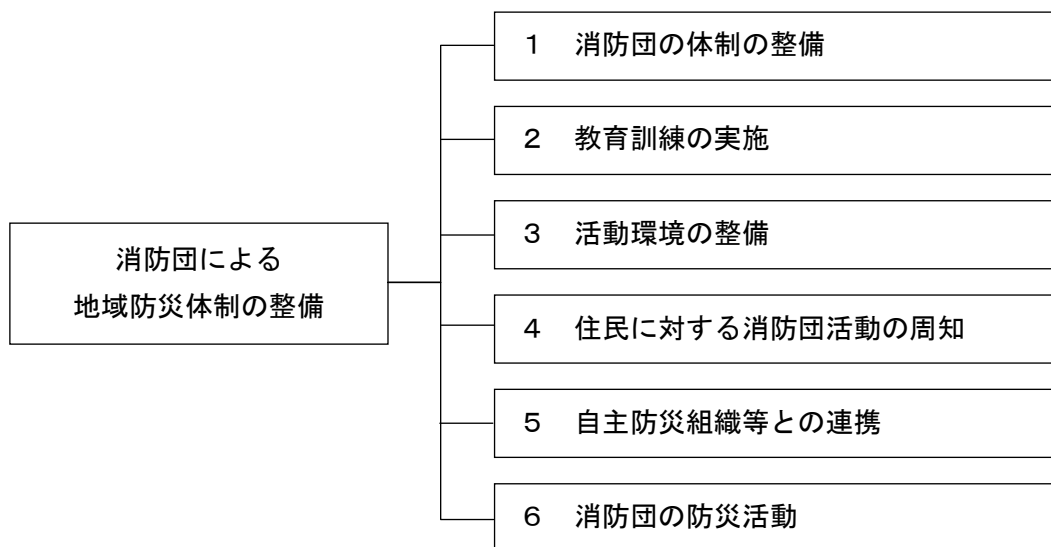
- (1) 平常時の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 防災施設及び設備等の整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - エ 防災マニュアル(災害時行動の手引き)の作成
 - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
 - カ 防災資機材の備蓄
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 救出救護
 - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3 地域との連携の強化

- (1) 地域の自主防災組織との連携強化
地域の自主防災組織との会議や防災訓練への参加により、連携を強化します。
- (2) 地域内事業所との連携強化
地域の他の事業所との相互協力等を深めるための連携を図ります。

第5節 消防団による地域防災体制の整備

○ 消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。



1 消防団の体制の整備（消防本部）

青年層・女性層の消防団への加入を促進し、消防団員の確保に努めます。

2 教育訓練の実施（消防本部）

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進します。

3 活動環境の整備（消防本部）

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

4 住民に対する消防団活動の周知（消防本部）

広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

5 自主防災組織等との連携（消防本部）

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

6 消防団の防災活動（消防本部）

(1) 平常時の活動

- ア 災害についての知識の普及
- イ 地域における危険箇所の把握と周知
- ウ 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- エ 防災訓練の実施
- オ 要配慮者の把握
- カ 情報収集・伝達体制の確認
- キ 地域内の他組織との連携

(2) 災害時の活動

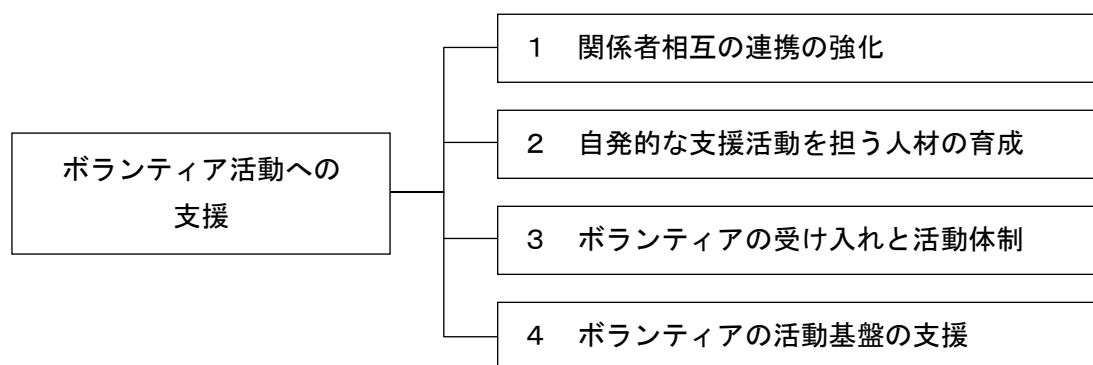
- ア 集団避難、避難行動要支援者への避難誘導
- イ 地域住民の安否確認
- ウ 消火・救急・救助活動
- エ 情報の収集・伝達
- オ 給食・給水の実施及び支援
- カ 避難所の運営に対する支援
- キ その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動に対する協力

第6節 ボランティア活動への支援

○ 災害という非常事態の中で、市が行う災害応急活動では市民の要求に対応できなくなる場合が想定されます。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な活動への支援を行います。



1 関係者相互の連携の強化（市民部、健康福祉部）

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政機関など、災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に災害発生時の連絡体制や相互支援、役割分担に関して協議を行うなど、平常時から連携を密にしておくとともに協力体制の整備を図ります。

また、ボランティア団体のネットワークづくりを支援します。

2 自発的な支援活動を担う人材の育成（市民部、健康福祉部、危機管理部、教育委員会事務局）

- (1) ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援活動を担う人材の育成を行います。
- (2) 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、交流会や講演会の開催など、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。
- (3) 児童・生徒が福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深められるよう、地域や学校教育の中でボランティア活動を推進します。
- (4) 災害時におけるボランティア活動が効果的に行えるよう、市及び関係機関が協力し、知識や経験、資格等を持ったボランティアの登録を促進します。

3 ボランティアの受け入れと活動体制（市民部）

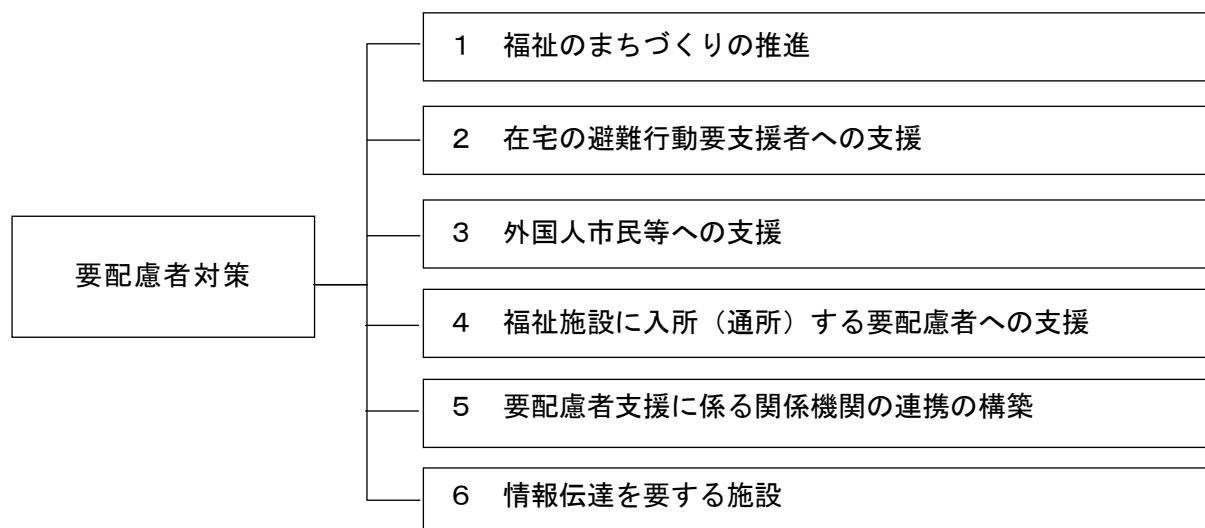
市は、関係機関等と連携し、平常時から災害発生時におけるボランティアの受け入れ、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、行政との連絡調整等を行う「災害ボランティアセンター」の体制づくりを推進します。

4 ボランティアの活動基盤の支援（市民部）

- (1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の管理に努めるとともに、必要な資機材の整備を進めます。
- (2) ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア活動保険への加入を促進します。

第7節 災害時における要配慮者への対策

○ 避難行動要支援者等の要配慮者の把握と、その配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。



1 福祉のまちづくりの推進（健康福祉部、危機管理部、政策財務部、建設部、都市計画部）

- (1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係組織等の相互の連携を進めます。
- (2) 支援体制づくりを進めるに当たっては、要配慮者自らの積極的な取り組みが不可欠であるため、市や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。
- (3) だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者や視覚障がい者にも配慮した支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いただれも見やすい防災標識の設置等、公共施設のユニバーサルデザインを進めます。
- (4) 民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備を促進します。

2 在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）

(1) 避難行動要支援者

要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要があります。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じます。

避難行動要支援者の要件

- ・ 65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者
- ・ 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である者
- ・ 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている者
- ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護、行動援護）を受けている難病患者
- ・ その他市長が必要と認める者

(2) 支援体制

ア 市の推進体制

健康福祉部、危機管理部、市民部等関係部局が連携し、避難行動支援者対策について、普及周知及び支援などを行います。

また、関係部局は、平常時の業務と係りの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行います。

イ 避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施にあたっては、災害対策基本法第49条の11第2項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとします。

避難支援等関係者は、次のとおりとします。

- (ア) 自治会
- (イ) 自主防災組織
- (ウ) 消防機関
- (エ) 民生委員
- (オ) 社会福祉協議会
- (カ) 警察署

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

ア 名簿の作成

(ア) 避難行動要支援者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集します。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求めます。

(イ) 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載します。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由

- ・その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

イ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

(7) 平常時における名簿情報の提供

災害の発生に備え、名簿情報の提供を拒否する場合を除いて、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとします。

(1) 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供を行うものとします。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

(7) 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行うものとします。

(1) 市は、更新した名簿を、提供を行った避難支援等関係者に送付するものとします。

エ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び津市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うものとします。

オ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとします。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるようにすること。
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

カ 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとします。

キ 避難行動要支援者の避難行動支援全体計画

市は、平成25年8月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めます。

(7) 全体計画

- a 避難行動要支援者、避難支援等関係者
- b 市及び地域の推進体制
- c 避難行動要支援者名簿の作成、共有及び活用
- d 平常時及び災害時における市及び地域等の取り組み
- e 避難場所、避難所、福祉避難所及び避難経路
- f 普及促進

(1) 個別計画

全体計画に基づき、避難行動要支援者は個々の避難計画を作成します。災害時の避難の際は避難支援者及び避難支援等関係者の支援が最も重要であるため、避難支援者及び避難支援等関

係者等の協力を得ながら作成し、避難支援者及び避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとします。

3 外国人市民等への支援（危機管理部、市民部）

(1) 災害関連情報の広報

ア 災害に関する情報を提供する際は、ひらがななどの分かりやすい日本語表現に努めます。また、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供します。

イ 津市防災情報メール多言語版の登録について、関係機関と連携して推進を図り、迅速かつ正確な情報提供に努めます。

(2) 誘導標識や案内看板等の整備

避難誘導標識、避難所看板等の外国語の表示及び分かりやすい日本語表現に努めます。

(3) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。

(4) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努めます。

4 福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援（健康福祉部）

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進めます。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努めます。

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア 安全確保に必要な消防設備を整備します。

イ 危険物の適正管理など安全管理に努めます。

(2) 施設入所者等の避難対策

ア 地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

イ 施設入所者等の避難計画の作成

(ア) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備します。

(イ) 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。

(ウ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。

(エ) 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。

(3) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図ります。

5 要配慮者支援に係る関係機関の連携の構築（健康福祉部）

避難所等における要配慮者の支援の充実に向けて、ボランティアセンター事業を実施する津市社会福祉協議会等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

6 情報伝達を要する施設（危機管理部）

(1) 水防法の規定に基づく要配慮者利用施設

水防法第15条第1項第3号の規定に基づく浸水想定区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設は、資料編のとおりです。

なお、円滑な避難確保が図れるよう、ファクス配信等を活用し、上記施設へ洪水予報等の伝達を行います。

(2) 土砂災害防止法の規定に基づく要配慮者利用施設

土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づく警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設は、資料編のとおりです。

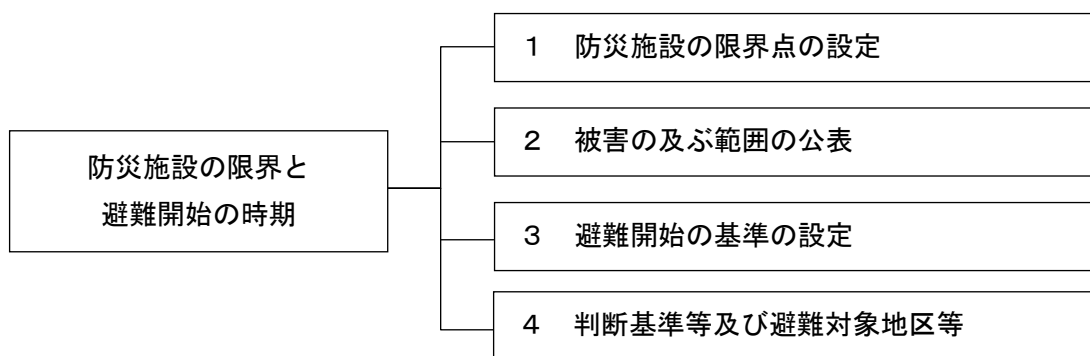
なお、円滑な避難確保が図れるよう、ファクス配信等を活用し、上記施設へ避難に関する情報の伝達を行います。

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

○ 防災施設管理者、住民、行政の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

○ 災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進めます。



1 防災施設の限界点の設定（各施設管理者）

防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するように努めます。

《防災施設の限界点の考え方》

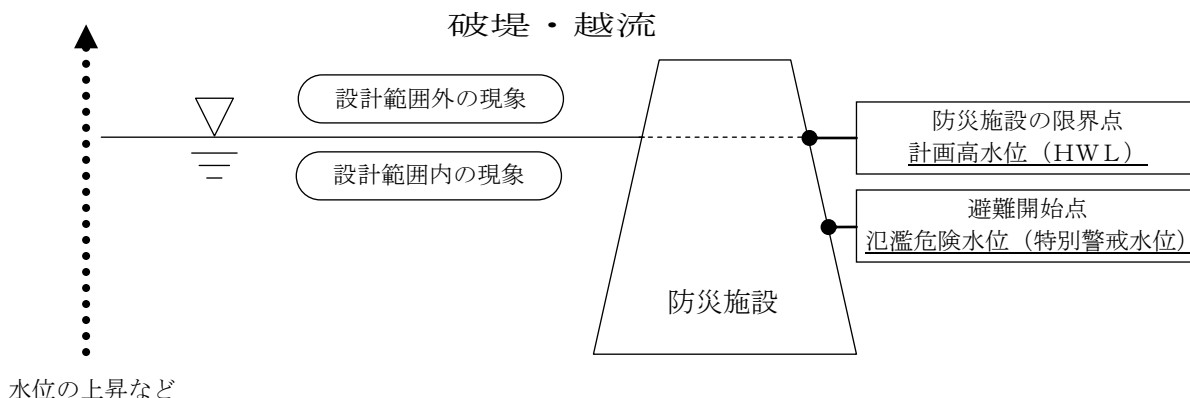
自然現象が防災施設の防御能力を越えることで災害は発生します。防災施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ(水位など)について平常時から消防団及び自主防災組織等に周知し、防災施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるように努めます。

ア 防災施設の限界点

防災施設の耐えられる範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定します。

イ 避難開始点

防災施設の限界点に達する前の段階で設定します。



2 被害の及ぶ範囲の公表（危機管理部、各総合支所）

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努めます。

水防法に基づく洪水予報指定河川及び水位周知河川においては、浸水想定区域図を基にそれらの区域及び水深を公表するように努めます。

また、水防法による指定を受けていない中小河川についても、地域と協議を行い、被害の及ぶ範囲等を公表するように努めます。

3 避難開始の基準の設定（危機管理部）

防災施設の管理者は、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の三類型により避難開始の基準を設定するように努めます。

[三類型の避難勧告等一覧]

	発令時の状況	居住者等に求められる行動
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 避難場所への移動が困難だと判断される場合は、安全な場所への移動（近隣の高い建物等）、自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動

4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）

災害対策基本法第 60 条及び津市避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、避難準備情報、避難勧告等の発令を行うものとします。

(1) 避難勧告等の発令の判断基準等

ア 水防法に基づく洪水予報指定河川及び水位周知河川毎の避難勧告等発令基準

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
雲出川 (中村川合流より上流)	大仰観測所の水位が 4. 7 0 m (氾濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	大仰観測所の水位が 5. 1 0 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	大仰観測所の水位が 5. 4 0 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
雲出川 (中村川合流より下流)	雲出橋観測所の水位が 5. 0 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	雲出橋観測所の水位が 5. 4 0 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
雲出川 (県管理区間)	元小西観測所の水位が 2. 8 2 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	元小西観測所の水位が 2. 8 2 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	元小西観測所の水位が 3. 7 7 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
波瀬川	下川原橋観測所の水位が 2. 2 0 m (氾濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	下川原橋観測所の水位が 3. 4 0 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	下川原橋観測所の水位が 3. 4 9 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
安濃川	一色観測所の水位が 2. 8 0 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一色観測所の水位が 3. 2 4 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一色観測所の水位が 4. 1 2 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
美濃屋川	長岡観測所の水位が 2. 1 6 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長岡観測所の水位が 2. 5 0 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長岡観測所の水位が 2. 8 4 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
岩田川	野田観測所の水位が 1. 7 8 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	野田観測所の水位が 1. 7 8 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	野田観測所の水位が 2. 4 2 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。

中ノ川	三宅観測所の水位が <u>3.00 m (避難判断水位)</u> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	三宅観測所の水位が <u>3.70 m (氾濫危険水位)</u> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	三宅観測所の水位が <u>4.40 m</u> を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
志登茂川	一身田平野観測所の水位が <u>3.42 m (避難判断水位)</u> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一身田平野観測所の水位が <u>3.75 m (氾濫危険水位)</u> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一身田平野観測所の水位が <u>4.08 m</u> を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
相川	藤方観測所の水位が <u>3.83 m (避難判断水位)</u> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	藤方観測所の水位が <u>4.37 m (氾濫危険水位)</u> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	藤方観測所の水位が <u>4.91 m</u> を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
横川	栗真小川観測所の水位が <u>2.19 m (避難判断水位)</u> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	栗真小川観測所の水位が <u>2.19 m (氾濫危険水位)</u> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。

- ※ 避難準備情報並びに避難勧告の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難準備情報の発令判断基準水位に達したときには、避難準備情報を発令します。更に、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況を判断して、避難勧告を発令します。ただし、上記において避難準備情報を発令するいとまがない場合は、避難勧告を発令します。
- ※ 避難勧告並びに避難指示の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難勧告の発令判断基準水位に達したときには、避難勧告を発令します。更に、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況を判断して、避難指示を発令します。ただし、上記において避難勧告を発令するいとまがない場合は、避難指示を発令します。

イ 中小河川における避難勧告等発令基準

災害対策本部各支部長は、マニュアルに基づいて的確な避難勧告等の発令を行うため、次表基準に達した時は自治会等と協議を行い速やかに本部長に意見具申を行います。

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
穴倉川 (津)	広永橋の水位が橋桁の底部から <u>1.0 m (青色)</u> に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部から <u>0.5 m (黄色)</u> に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部(赤色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき

天神川	高茶屋観測所の水位が水位計が2.0mを示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位計が2.2mを示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位が2.4mを示し、さらに水位上昇が見込まれるとき
谷杣川	榑原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場から3段目(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	榑原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場(黄色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	榑原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場を超え越流が始まり、さらに水位上昇が見込まれるとき
田中川	久知野水位雨量観測所の水位が4.20m(はん濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新上野橋付近の水位が避難勧告判断基準水位(黄色)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新上野橋付近の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき
中ノ川	新六橋の水位が基準(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	新六橋の水位が避難勧告判断基準水位(黄色)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新六橋の水位が基準(赤色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき
桂畑川 (南長野)	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸(護岸工)の概ね1/2下(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸(護岸工)の概ね2/3下(黄色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき(赤色)
桂畑川 (桂畑)	桂畑文化センター前の水位が左岸(ガードレール下)の概ね1/2下(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	桂畑文化センター前の水位が左岸(ガードレール下)の概ね2/3下(黄色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	桂畑文化センター前の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき(赤色)
細野川	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸(ブロック積)の概ね1/2下(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸(ガードレール下)の概ね2/3下(黄色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき(赤色)

柳谷川	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき（赤色）
穴倉川 (美里)	美里高齢者福祉センター前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	美里高齢者福祉センター前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	美里高齢者福祉センター前の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき（赤色）
待口川	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき（赤色）
美濃屋川 (内多)	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	内多区公民館東堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき
美濃屋川 (太田)	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	太田橋下堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき
美濃屋川 (清水)	コミバス清水バス停東堤防の水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	コミバス清水バス停東堤防の水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	コミバス清水バス停東堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき
波瀬川	薬師橋下流左岸量水板の水位が 1.5m（青色）を観測し、さらに水位上昇が見込まれるとき	室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれがあるとき	室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれが非常に高まったとき

大村川 (上流)	寺前橋の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	寺前橋の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	寺前橋の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき
大村川 (下流)	白山橋の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	白山橋の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	白山橋の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき
佐田川	藤治垣内の判断地点の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	藤治垣内の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	藤治垣内の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき
垣内川	垣内公民館前の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	垣内公民館前の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	垣内公民館前の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れが非常に高まったとき
八手俣川	下之川観測所の水位が2.50mを観測したとき	下之川観測所の水位が2.50m以上の水位に達し、さらに上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害が発生する恐れがあるとき	下之川観測所の水位が3.00m以上の水位に達し、さらに上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害が発生する恐れが非常に高まったとき

ウ 土砂災害の避難勧告等発令の判断基準

過去に三重県内で大規模土砂災害が発生したときの雨量等の情報を基に、三重県から土砂災害危険度に関しリアルタイムで提供される情報システムである津市土砂災害情報相互通報システムにおいて土砂災害危険箇所等を確認し、以下の基準に基づいて避難勧告等を発令します。

避難準備情報	避難勧告	避難指示
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき（津市土砂災害情報相互通報システムにおいて発表された土砂災害危険度情報が橙色（警戒）となったとき）。 その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 津市土砂災害情報相互通報システムにおいて土砂災害危険度情報が赤色（危険）となったとき、又は赤色（危険）となる見込みが非常に高いとき。 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化など）が確認されたとき。 その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※土砂災害警戒区域に指定されていない地区については、消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生したとき。 近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出）が確認されたとき。 その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。

エ 高潮災害の避難勧告等発令の判断基準

高潮災害については、水害及び津波災害における判断基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。

(2) 特別警報発令時における対応について

(ア) 大雨特別警報

市内全域に避難準備情報を発令し、全ての避難所を開設します。

ただし、避難勧告、避難指示については、河川及び土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づいて発令します。

(イ) 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報

市内全域に避難準備情報を発令し、全ての避難所を開設します。

(ウ) 高潮特別警報、波浪特別警報

津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して避難準備情報を発令し、沿岸部を中心とした避難所を開設します。

(3) 避難勧告時等の避難対象地区

河川毎の避難対象地区等、土砂災害の避難対象地区については、別途定めるものとします。

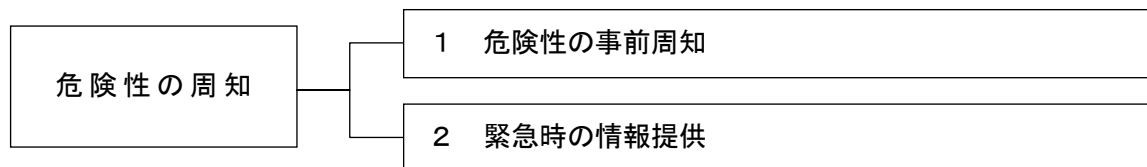
(4) 避難勧告又は避難指示による避難

避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。

また、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」や屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど少しでも安全な方法を選択し避難します。

第2節 危険性の周知

- 防災施設の危険性に関する情報について、平常時と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示します。



1 危険性の事前周知（危機管理部）

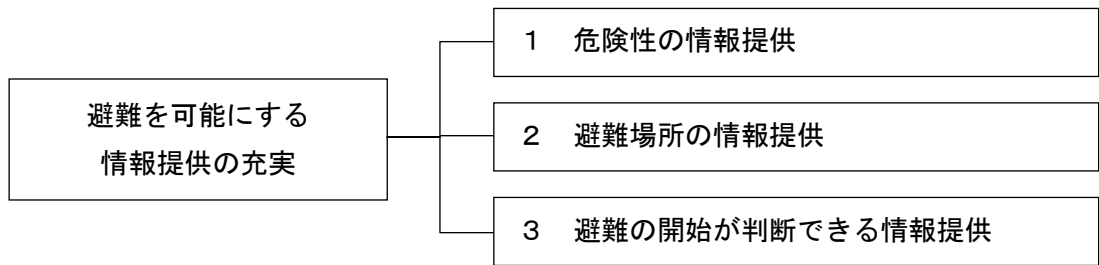
- (1) 河川管理者は、氾濫危険水位（特別警戒水位）や避難判断水位などの河川の水位に関する情報を防災関係機関に提供します。
- (2) 市は、ハザードマップ等を活用し、危険性に関する情報を対象となる地域住民に周知します。

2 緊急時の情報提供（各施設管理者）

- (1) 防災施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある時は、必要な情報等を防災関係機関に通知します。
- (2) 防災施設管理者や市は、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始を読み取れる設備等の整備を進めます。

第3節 避難を可能にする情報提供の充実

○ 避難開始時期などを知らせる標識等の情報提供手段の整備、充実に努めます。



1 危険性の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 危険性のある区域を示す標識
- イ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- ウ 過去の災害を伝える浸水位表示柱など
- エ ハザードマップ（危険度地図）などの啓発資料
- オ ホームページ

(2) 情報提供の内容

- ア 危険性があることの警告
- イ 災害に関する知識
- ウ 避難開始の時期
- エ 被害の及ぶ範囲

2 避難場所の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 広報紙及びホームページ
- イ 避難場所を示す標識
- ウ 避難誘導標識
- エ 津市公式アプリケーション「津うなび」

(2) 情報提供の内容

- ア 指定避難所の所在地・名称
- イ 一時避難場所の所在地・名称
- ウ 土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設の所在地

3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備
- イ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

ウ ZTVとの連携による河川監視カメラの映像配信等

エ ホームページ

オ 津市公式アプリケーション「津うなび」

(2) 情報提供の内容

ア 避難開始時期

イ 安全な避難の実施に必要な事項

第4節 自主的な避難

- 住民は、災害から安全に避難できるよう避難開始の基準づくりや避難方法の検討に取り組みます。



1 避難方法についての話し合い（危機管理部、健康福祉部、各総合支所）

住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。

- (1) 地域の災害についての正しい知識の取得
- (2) 地域の危険箇所の確認
- (3) 緊急かつ一時的に避難、集合する場所の検討
- (4) 避難経路の検討
- (5) 避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり

2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）

市は、大雨や洪水による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に異なる状況は、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。

- (1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。
 - ア 過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。

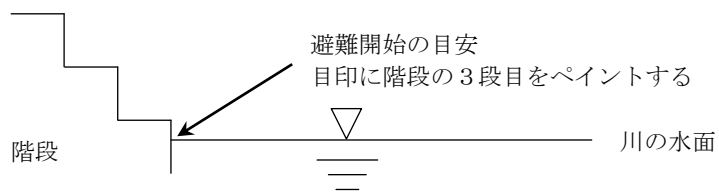
災害の体験とは、

 - (ア) 過去の洪水の浸水位、雨量
 - (イ) 土砂災害が起きたときの雨量
 - (ウ) 災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）
 - (エ) 防災関係機関の助言
 - a 河川など施設管理者の助言
 - b 防災関係機関の調査（洪水ハザードマップなど）
 - c 気象警報・情報

等です。
 - イ 避難開始の基準は、地域で共有します。
 - ウ 災害時に確認するための「目印」を水路などに取り付けます。
- (2) 市及び防災施設の管理者は、住民の基準づくりを支援します。
 - ア 避難開始の基準の設定に対する助言

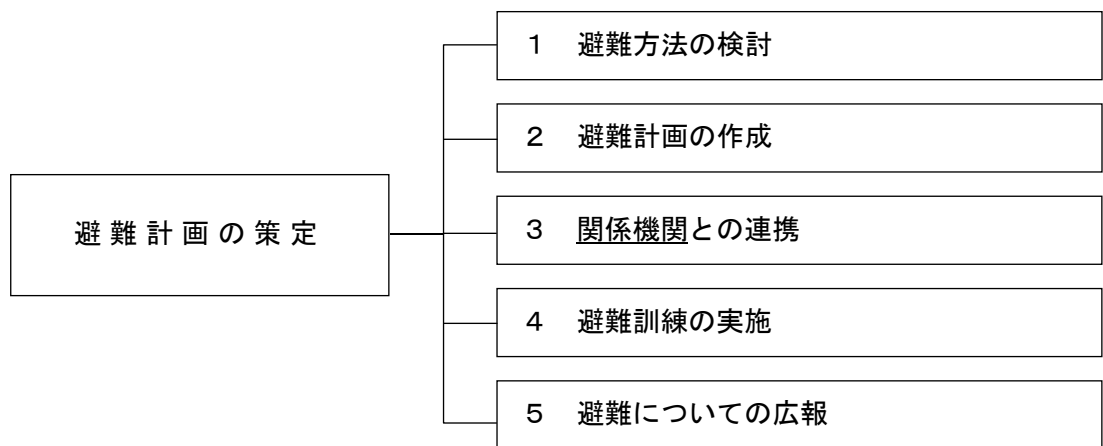
イ 「目印」 取り付けへの協力

例：避難開始の目安「〇〇川の階段の上から3段目まで水位があがったら」



第5節 避難計画の策定

○ 市は、地域住民による避難計画作成を支援し、迅速かつ安全に避難する体制づくりを推進します。



1 避難方法の検討（危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の危険性の周知

市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。

《災害の特性》

- ア 洪水
- イ 土砂災害危険箇所

(2) 地域特性の検討

地域住民は、迅速かつ安全に避難するため、以下の事項について話し合うものとします。

- ア 緊急かつ一時的に避難、集合する場所の選定
- イ 避難経路
- ウ 住民等への連絡方法
- エ その他必要な事項

2 避難計画の作成（危機管理部、各総合支所）

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、被災地の状況を早期に把握する体制づくりを行います。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定を行います。

(3) 避難開始の基準

- ア 市は、避難開始の基準又は条件の設定を行います。
- イ 防災施設の管理者は、市の避難開始の基準の設定に対し助言します。

(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画

市は、地域住民による避難計画の作成を推進し、市民が迅速かつ安全に避難する体制づくりを進めます。避難計画には避難行動要支援者と一緒に避難する体制整備を含めます。

3 関係機関との連携（危機管理部、各総合支所）

市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署や防災施設の管理者等の関係機関と必要な連携を行います。

4 避難訓練の実施（危機管理部、各総合支所）

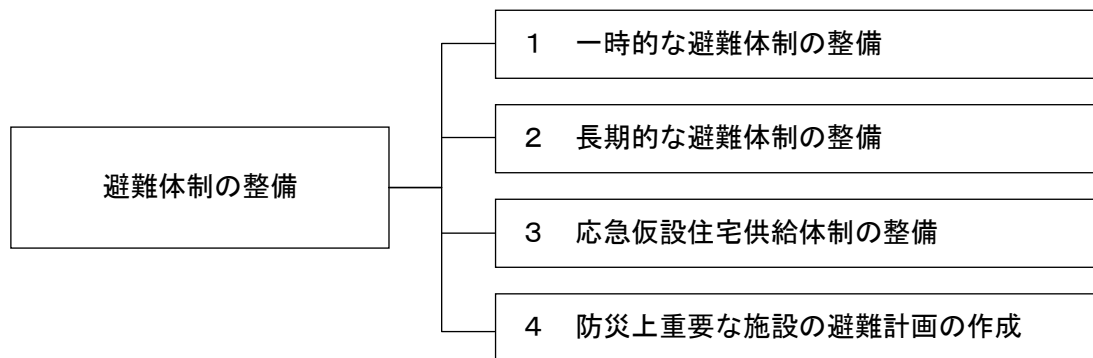
市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に応じた避難訓練に対して支援します。

5 避難についての広報（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織、自治会等は作成した避難計画を地域住民に周知します。また市は地域の取組に支援を行います。

第6節 避難体制の整備

- 市は、緊急一時的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備などを進めます。
- 市は、迅速な避難活動ができるよう避難場所を住民等に周知します。



1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）

(1) 指定緊急避難場所（緊急一時的な避難ができる施設）の指定

災害の種類や状況によって、危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定します。

(2) 一時避難場所の指定

緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、災害対策基本法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。

なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。

ただし、土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設については、職員のみの配備を行うものとします。

《一時避難場所の選定基準》

ア 一時避難場所は、集合した人の安全が ある程度確保されるスペースをもった集会所、公民館等であること。

イ 避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること。

ウ 危険な地域を避けること。

(ア) 土砂災害、浸水等が予測される区域

(イ) 危険物等が備蓄されている施設の周囲

(ウ) 崩壊のおそれのある建物や構造物等の周囲

エ 浸水が予測されている施設は、浸水深より上に有効な避難スペースがあること。

オ 市街地大火による放射熱から安全な有効面積を確保できること。

(3) 避難路の選定基準

ア 危険のないところ

(ア) 土砂災害、浸水等が予測される区域以外

- (イ) 地下に危険な埋設物がないこと。
- (ウ) 崩壊のおそれのある建物や構造物等が沿線にないこと。

- イ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- ウ 避難場所まで複数の道路を確保すること。
- エ 避難路は相互に交差しないこと。

(4) 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。

(5) 避難誘導體制の整備

- ア 市は、自主防災組織等と協力し、危険箇所・火災の発生状況等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行います。
- イ 避難にあたっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性を考慮します。また、避難行動要支援者のそれぞれの特性にも配慮し、避難行動要支援者と一緒に避難する避難誘導體制を整備します。
- ウ 駅、学校、保育所、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。
- エ 一時避難場所又は土砂災害避難施設及び土砂災害避難協力施設並びに避難場所を示す標識、案内板を設置します。
- オ 一時避難場所又は土砂災害避難施設及び土砂災害避難協力施設並びに避難場所へ誘導する標識、案内板を設置します。
- カ 夜間においても確認できる標識、案内板を設置します。
- キ 市の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により 一時避難場所又は土砂災害避難施設及び土砂災害避難協力施設並びに避難場所について住民への周知を図ります。

2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努めます。

(1) 指定避難所（一定期間避難生活ができる施設）の指定

被災者が一定期間滞在する場としての指定避難所（以下「避難所」という。）については、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき指定します。

なお、同法49条の8の規定に基づき、指定の対象となる施設が、指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができるものとします。

《避難所の選定基準》

- ア 崩壊のおそれのない安全な建物で、災害による影響が比較的少なく、かつ、車両による物資の輸送が容易な場所に立地していること。
- イ 避難者一人当たりの面積が、概ね2㎡以上であること。
- ウ 物資の受入、配布が可能なスペースを有していること。
- エ 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。
- オ 出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ファクスの設置など、女性や高

齢者、障がい者等に配慮されていること。

(2) 避難所要員の役割

ア 避難所要員は、避難所開設の指示が出た場合、決められた避難所をただちに開設できるよう準備をしておきます。

イ 避難所要員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む避難所への複数の交通手段を確保しておきます。

ウ グループにより複数の避難所を担当する場合は、事前に避難所の開設方法等を定めておきます。

エ 避難所要員は、年度当初に避難所の備蓄品について、備蓄場所、備蓄品目、数量を確認します。備蓄品目、数量に不足がある場合は、危機管理部に連絡し、速やかに補充します。

オ 避難所要員は、施設管理者と鍵の管理や避難所の運営等について、事前に確認及び協議をします。

カ 避難所要員は、担当する避難所において開催される避難訓練等に、積極的に参加します。

(3) 避難所の運営方法について予め定めておきます。

ア 避難所の管理運営に関すること。

(ア) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備

(イ) 施設管理者、災害対策本部要員、自主防災組織等の協力による避難所運営委員会の体制整備

(ウ) 災害対策本部との連絡体制の整備

(エ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務等応急対策の体制整備

(オ) 要配慮者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制

イ 避難住民への支援に関すること。

(ア) 避難者への給水、給食の体制整備

(イ) 避難者への毛布、衣料、日用必需品等の支給の体制整備

(ウ) 負傷者に対する応急医療の体制整備

(4) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、だれもが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。

《備蓄及び配備に準備する主なもの》

ア 食料・飲料水

キ 給水用機材

イ 生活必需品

ク 救護所及び医療資機材

ウ 通信機材

ケ 仮設トイレ

エ 放送設備

コ 仮設テント

オ 照明設備

サ 防疫用資機材

カ 炊き出しに必要な機材及び燃料

シ 工具類

(5) 避難所の安全性の確保

避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。

3 応急仮設住宅供給体制の整備（建設部、市民部）

(1) 建設可能な用地とそれぞれの建設可能戸数を把握しておきます。

(2) 関係団体との連携による建設資機材の調達方法や供給可能量を把握します。

(3) 要配慮者に配慮した建設が行えるよう調整します。

4 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者）

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努めます。

(1) 学校、幼稚園、その他教育施設及び保育所

ア 地域の特性等を考慮します。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

イ 生徒、児童、幼児を集団的に避難させる場合を想定します。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(2) 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホーム等

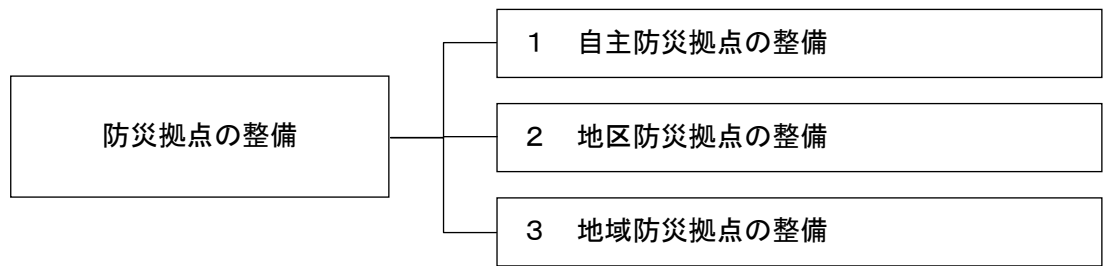
患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定します。（収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等）

(3) 興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第7節 防災拠点の整備

- 地域のコミュニティ施設を日常的な自主防災活動の拠点として運用します。
- 災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、防災拠点としての整備・確保を推進します。



1 自主防災拠点の整備（危機管理部）

市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として位置づけ、救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。また、だれもが使用しやすい防災資機材などの情報提供に努めます。

2 地区防災拠点の整備（危機管理部）

市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、物資の備蓄、放送設備等の防災設備の整備を進めます。

3 地域防災拠点の整備（政策財務部、各総合支所、危機管理部）

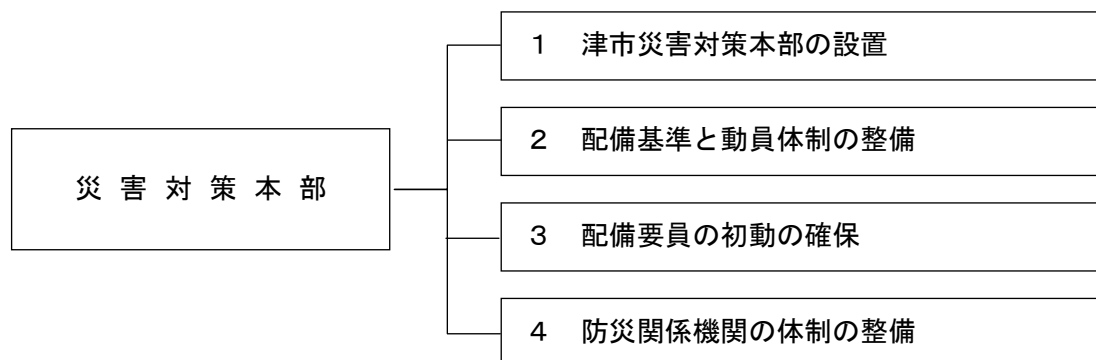
市は、本庁舎及び総合支所を地域防災拠点として位置づけ、防災設備の整備を進めます。

第4章 災害に備える体制の確立

- 市その他防災関係機関は、災害の発生が予測される時、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動体制の確立や効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう平常時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第1節 災害対策本部

- 災害対策本部について必要な事項を定めます。



1 津市災害対策本部の設置（危機管理部）

(1) 災害対策本部設置の決定

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めるときは、津市災害対策本部を設置し、災害のおそれが解消し又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止します。

(2) 市長（本部長）の代理

市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代行します。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準

ア 設置

(ア) 津市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報又は高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき。

(イ) 津市に大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報のいずれかが発表されたとき。

(ウ) 竜巻、地すべりその他異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長が（本部長・水防管理者）が必要と認めるとき。

イ 廃止

(ア) 津市に発表されていた暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報又は高潮警報が解除されたとき。

(イ) 津市に発表されていた大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が解除されたとき。

(ウ) 災害対策本部の業務が概ね完了したとき。

(エ) その他市長が適当と認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されない場合

災害の状況により災害対策本部が設置されない場合は、津市事務分掌規則等の定めるところによって関係各部局が災害対策にあたります。

(4) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、「津市災害対策本部に関する条例」並びに「津市災害対策本部に関する条例施行規則」で定めるところによります。

(5) 現地災害対策本部

被害が局地的に重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をあて、組織及び所掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。

(6) 災害対策本部の代替機能

ア 本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位に変更します。

第1位 消防本部

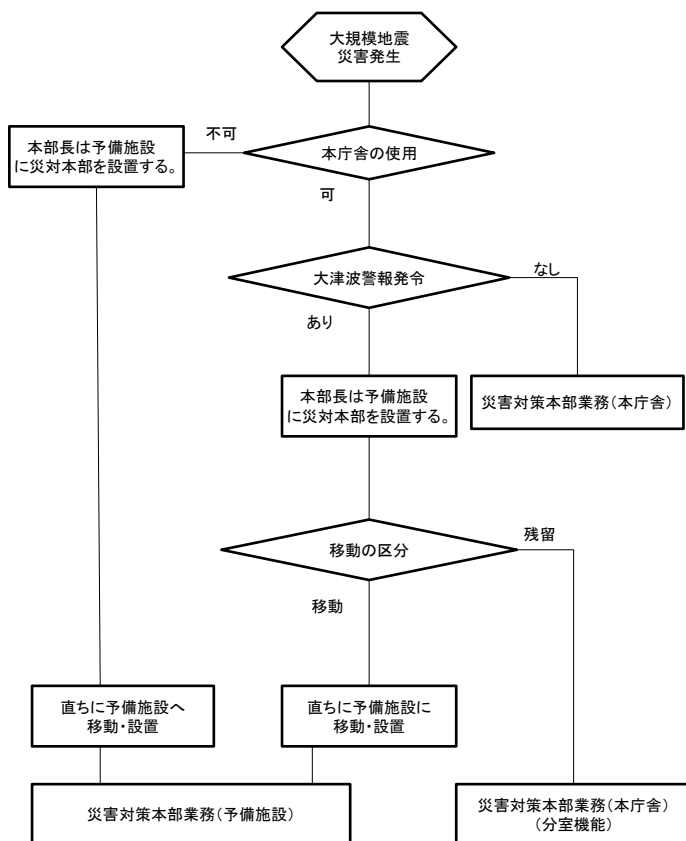
第2位 安濃庁舎

第3位 美里庁舎

第4位 河芸庁舎

イ 各部（室）等は、本庁舎が被災した場合に備え、あらかじめ代替拠点を指定し、指定された代替拠点到参集します。

災害対策本部の予備施設への移動・設置フローチャート



2 配備基準と動員体制の整備

(1) 配備基準（危機管理部）

災害の程度に応じ配備基準を定めます。（別表）

(2) 動員体制（各部、各総合支所）

各部室及び出先機関は、次の手順により動員体制を整備します。

- ア 配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。
- イ 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員体制を決定します。
- ウ 決定された動員体制をもとに、該当職員に職務分掌を周知します。

3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）

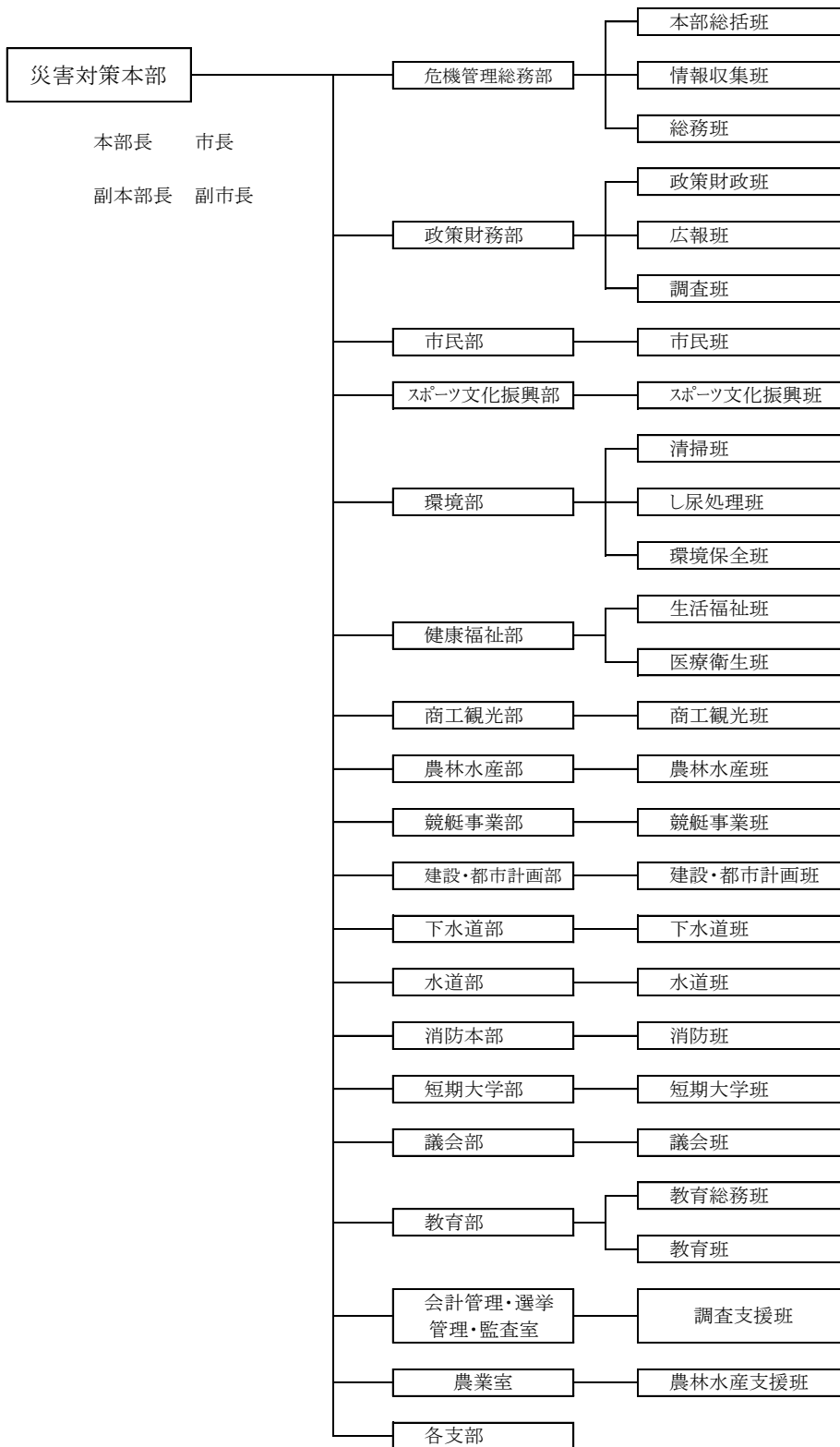
- (1) 災害対策本部員は、職員参集メール、電話等により招集します。
- (2) 夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制を整備します。
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外において配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、招集の連絡がない場合であっても直ちに参集します。
- (4) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。

[風水害時の配備基準及び体制表]

(別表)

	配備体制	配備人員	配備基準
第1 準備 体制	<p>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</p>	<p>各部・支部の配備計画による人員</p>	<p>1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>
第2 警戒 体制	<p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p>特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外は自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。</p>	<p>・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）</p>	<p>1 津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 (6) 高潮警報 2 津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 3 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>
第3 非常 体制	<p>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。</p>	<p>全職員</p>	<p>市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>

[津市災害対策本部の組織]



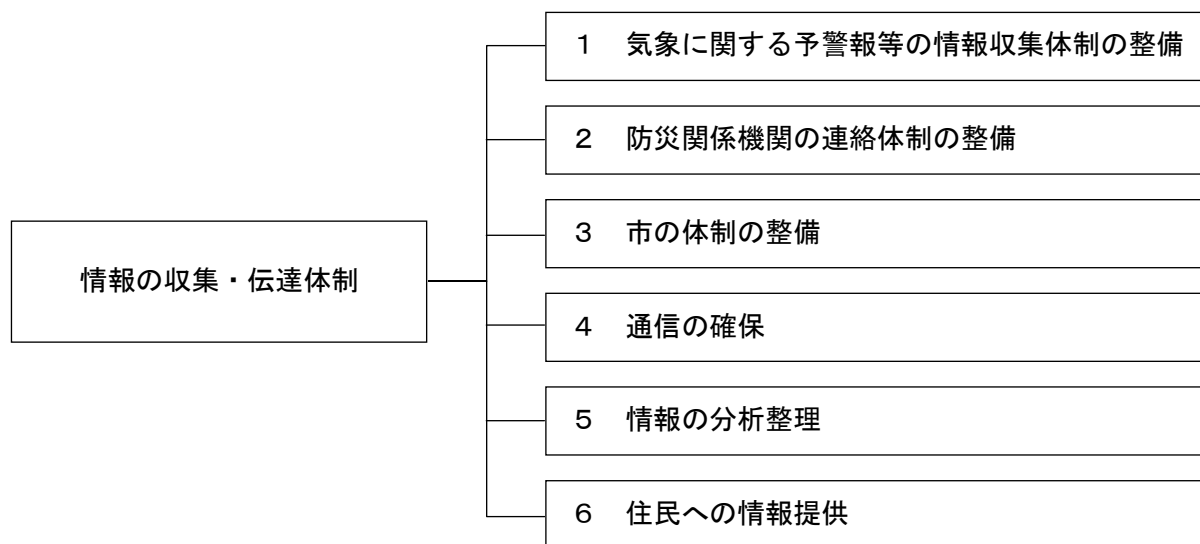
4 防災関係機関の体制の整備

防災関係機関相互において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については、必要に応じて応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努めます。

災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関の職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

第2節 情報の収集・伝達体制

- 災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。



1 気象に関する予報及び警報等の情報収集体制の整備（危機管理部）

津地方気象台が発表する気象に関する予報及び警報等とともに、国、県、その他民間機関が設置する観測機器からの情報収集の充実・強化を図ります。

2 防災関係機関の連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。
- (2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。
- (3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

3 市の体制の整備（危機管理部、消防本部）

- (1) 津市地域防災情報通信システムの整備
防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備及び充実により確実な情報通信体制の構築を図ります。
- (2) 住民への情報伝達
同報系防災行政無線、その他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。
- (3) 初動配備の伝達
災害発生時に職員を参集させるための職員参集メール、電話等を活用し、迅速な初動配備の伝達

を図ります。

(4) 防災関係機関との情報の共有化

津市地域防災情報通信システム、三重県防災通信ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。

(5) 消防救急無線の充実

(6) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備及び充実

4 通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部）

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段の確保に努めます。

耐震性の強化、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線のデジタル化、CATVの整備

(2) 非常通信の確保

市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、三重地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行います。

5 情報の分析整理（危機管理部、健康福祉部）

(1) 分析者の確保

収集した情報を的確に分析する体制を整備します。

(2) 分析システムの整理

平常時から地形、地質、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、総合的な防災情報を掲載したマップを作成し、災害時の的確な応急活動に資するよう活用します。

また、要配慮者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布等の情報収集に努めます。

6 住民への情報提供（政策財務部、危機管理部）

(1) 同報系防災行政無線、ホームページ、CATVの活用など多様な広報手段の整備を図ります。

(2) 放送事業者による被災者等への情報伝達

ア 災害時における放送要請について体制を整備します。

イ 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を伝達します。

ウ 住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

(3) 同報系防災行政無線による情報伝達体制の構築

緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の屋外拡声子局からの音声等による放送は、気象条件や住環境等の影響を受けて聞き取りにくい場合があることを踏まえ、迅速かつ確実な情報伝達を確保するため、市及び住民は以下のことに努めます。

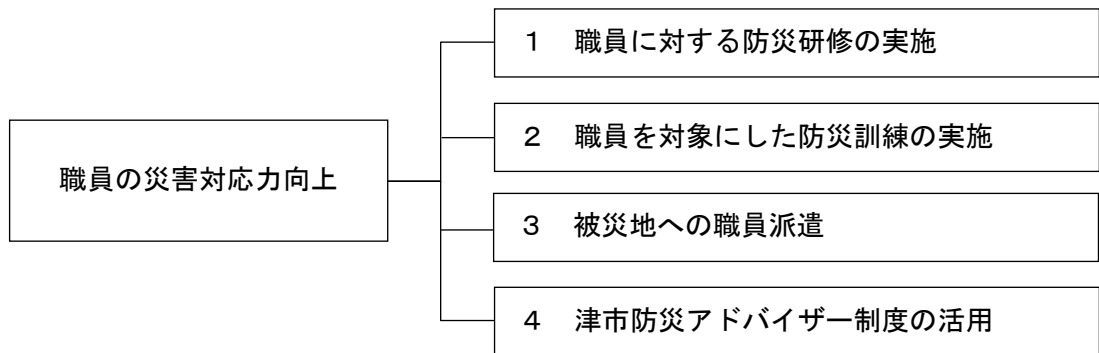
ア 市は、「聞き取りやすい話し方の研究」「サイレン音源の改良」など同報系防災行政無線によるより伝わりやすい緊急放送技術を向上します。

イ 住民は、サイレン音が聞こえたら住宅等の窓を開けて放送内容に耳を傾けるなど、自ら情報を収集する態勢を整えます。また、市は平常時からそのことを周知啓発します。

ウ 市は、同報系防災行政無線の放送を補完する津市防災情報メールやファクス配信などのサービスの利活用を推進します。また、住民は、これらの補完サービスを積極的に利活用します。

第3節 職員の災害対応力向上

○ 災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施するとともに、専門的な見地を踏まえた防災対策を推進します。



1 職員に対する防災研修の実施（危機管理部）

職員一人ひとりが自分の役割を自覚し、自主的にかつ的確に対応することが極めて重要です。そのため、研修を実施し、基本的事項について職員に周知徹底します。

(1) 研修の内容

- ア 津市地域防災計画
- イ 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準
- ウ 非常参集の方法と個々の職員の役割の明確化と役割意識の自覚
- エ 避難所の開設と運営についての職員の役割の明確化と役割意識の自覚
- オ 活動要領
- カ 気象、災害の特性についての知識
- キ 過去の災害の事例
- ク その他必要な事項

2 職員を対象にした防災訓練の実施（各部、各総合支所）

(1) 訓練の内容

職員が災害発生時に速やかな行動が取れるように、シミュレーションや初期消火、救助・救急など即応性のある訓練を実施します。

- ア 図上訓練
- イ 初期消火、救助・救急等必要な実技訓練
- ウ 所管する災害対応業務に関する訓練
- エ その他必要な訓練

3 被災地への職員派遣（危機管理部、各部）

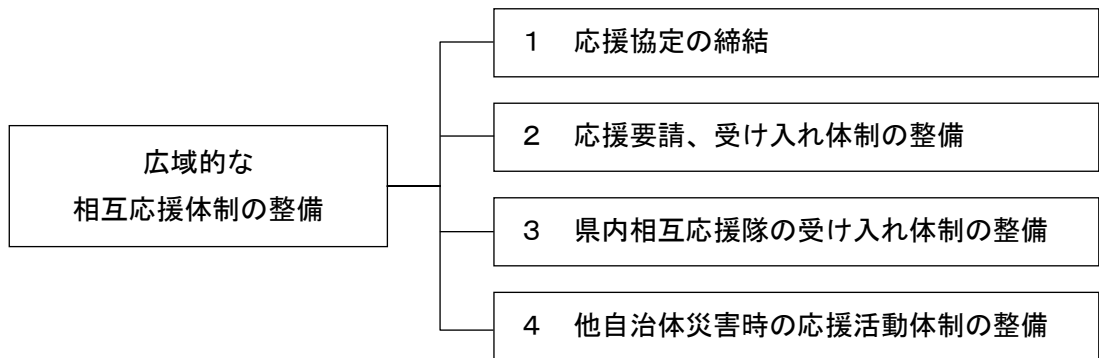
大規模災害の被災地に対しては、災害の応急期や復旧・復興期に本市職員を派遣し、被災地の早期復興のための支援を行います。また、被災地で実際に業務に従事した経験を今後の本市の防災対策に活かせるよう努めます。

4 津市防災アドバイザー制度の活用（危機管理部）

学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的な見地からの助言を受け、災害対応力の向上を図ります。

第4節 広域的な相互応援体制の整備

○ 市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町や防災関係機関等との相互応援協定の締結など、他機関相互の連携を強化して広域的な協力体制を整備します。



1 応援協定の締結（各部）

市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。

また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。

- (1) 飲料、食糧、生活必需物資の提供及びあっせん
- (2) 救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (3) 応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (4) 医療職、技術職、技能職等の職員派遣
- (5) 収容施設の提供及びあっせん

2 応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、災害時の応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに職員への周知徹底を図ります。

また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。

3 県内相互応援隊の受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部、消防本部）

「県内相互応援隊」による人命救助活動等の受け入れ体制の整備を図ります。

4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図ります。

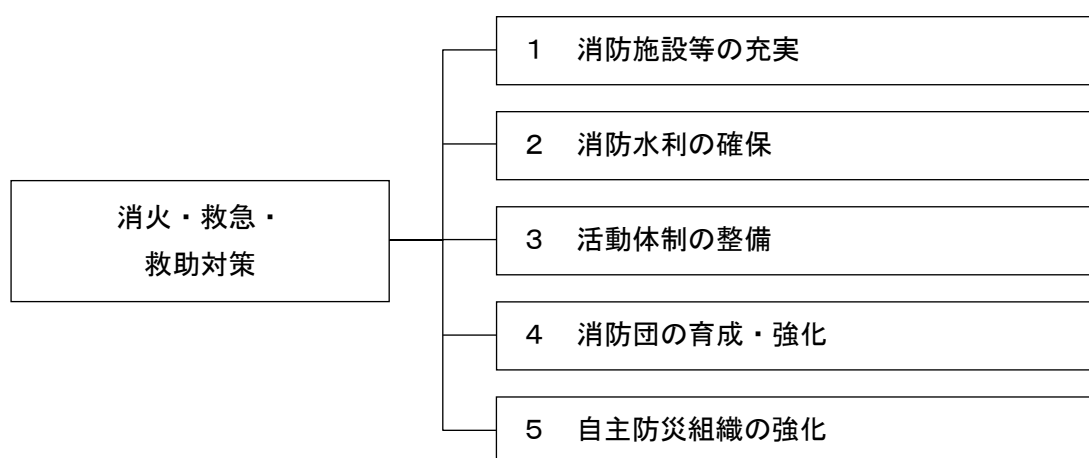
派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。

第5章 災害応急対策・復旧への備え

- 災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第1節 消火・救急・救助対策

- 被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。



1 消防施設等の充実（消防本部）

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）や地域の実情などを考慮し、人員、車両、資機材などを充実させるとともに、老朽化した消防庁舎を整備することにより、災害時の活動拠点施設としての機能向上を図ります。

2 消防水利の確保（消防本部）

- (1) 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置します。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

3 活動体制の整備（消防本部）

- (1) 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。
- (2) 大規模災害時における適切な状況判断力と消火・救助技術の向上を図るための教育訓練に努めます。

4 消防団の育成・強化（消防本部）

消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進します。

5 自主防災組織の強化（消防本部、危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の初期消火体制の向上

火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため地域においては、自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施します。また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進します。

(2) 事業所の初期消火体制の向上

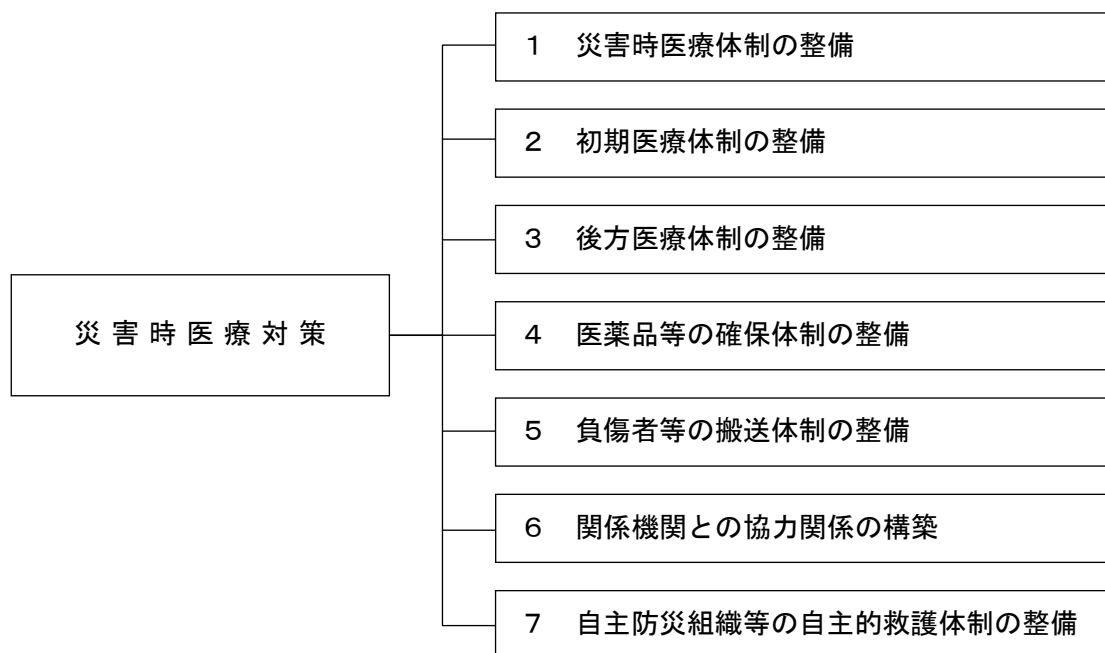
事業所においては、法令に基づく消火器等の取扱訓練を反復して実施します。また、地域の自主防災組織との連携を進めます。

(3) 救助体制の向上

避難行動要支援者の名簿や居住者マップ等の作成が、当事者の同意を得て進むよう、地域の自主防災組織に対して支援を行い、救助・救出活動の備えを進めます。また、自主防災組織が災害時に十分な活動が行えるよう、資機材の整備、訓練等を総合的に推進します。

第2節 災害時医療対策

- 大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、医療機関と連携して、これに対応する医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備を進めます。



1 災害時医療体制の整備（健康福祉部）

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して、医療等を提供できるよう、市及び医療機関等は、災害時医療体制の整備に努めます。

2 初期医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療救護班の整備

災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師協会等の協力を得て編成する医療救護班の体制、県及びその他関係機関に協力を要請した場合の体制の整備に努めるとともにマニュアルの作成に努めます。

(2) 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。

3 後方医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

医療救護所では対応困難な重傷者等については、後方医療施設に搬送し治療を行うこととなります。そのため、多数の人命救助と医療救護を可能にするため、医療救護所におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び医療機関の役割分担の整備を進めます。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、医療情報システムの整備充実に努めます。

4 医薬品等の確保体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 医薬品等の備蓄

備蓄すべき医薬品等の品目等を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、避難所(備蓄場所)への災害対策用救急箱の配備を含めた、医薬品、医療用資機材の確保体制を整備します。

(2) 医薬品の調達

医薬品の調達のため、県及び医療関係機関等との協力関係の構築に努めます。

(3) 輸血用血液製剤の確保

輸血用血液製剤については、三重県赤十字血液センター及び県等と連携し、確保に努めます。

(4) 医療用水の確保

医療救護所で必要となる医療用水の確保に努めます。

5 負傷者等の搬送体制の整備（健康福祉部、消防本部）

災害時における患者及び医療救護班の搬送体制と搬送手段の確保について整備します。

6 関係機関との協力関係の構築（健康福祉部、危機管理部）

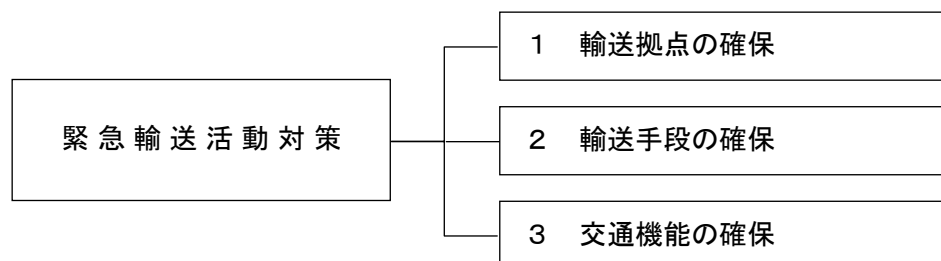
災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築します。

7 自主防災組織等の自主的救護体制の整備（危機管理部）

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想されます。そのため、自主防災組織等は、応急救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があることを認識し、自主的救護体制の整備を推進します。

第3節 緊急輸送活動対策

- 災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努めます。
- 重要な防災拠点を選定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進します。



1 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点（危機管理部）

他地域からの緊急物資等の受入、一時保管及び各避難所等のニーズに応じた物資の配送等のために、広域輸送拠点の確保は重要であることから、次のとおり拠点を定めます。

ア 安濃中央総合公園

安濃中央総合公園については、広大な公園のほか体育館等を有していることから、物資の受入、集積場所の拠点として活用します。

イ (仮称)津市防災物流施設

(仮称)津市防災物流施設（平成28年4月供用開始予定）については、伊倉津公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートの機能を活用した生活物資の緊急輸送及び備蓄場所機能並びに緊急時の被災者の救護、避難所等としての機能を始め、防災学習・防災啓発施設及び地域のコミュニティ施設としての機能を併せ持った施設として活用します。

ウ 道の駅津かわげ

道の駅津かわげ（平成28年4月供用開始予定）については、大規模災害発生時における安濃中央総合公園及び防災物流施設等の連携による陸路の緊急物資等の物流中継拠点機能、大規模災害時における地域及び道路利用者の一時的な避難場所として活用します。

(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部）

港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。

(3) 航空輸送の拠点（都市計画部）

災害発生時におけるヘリポートの役割は、人命に関わる緊急輸送基地として重要です。ヘリポートの管理者は、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう整備に努めます。

2 輸送手段の確保（政策財務部、危機管理部）

災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。

ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めを定めるよう努めます。

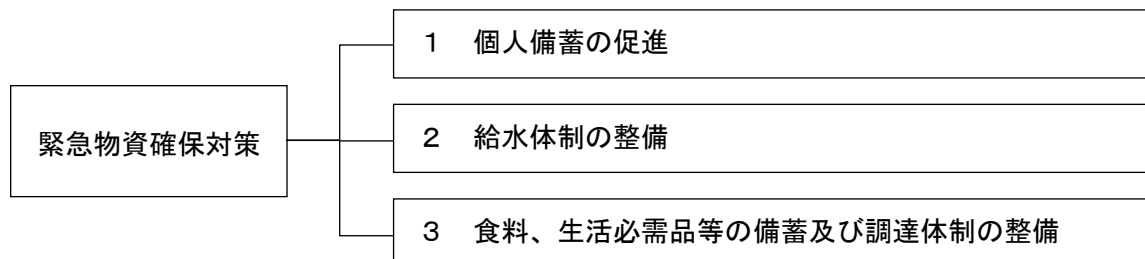
また、市は、三重県等と連携し、グラウンドや公園等を臨時ヘリポート候補地として確保しておくとともに、関係機関や地元住民等に対し、周知を図ります。

3 交通機能の確保（各施設管理者）

- (1) 道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。
- (2) 災害発生時において、被害の状況、緊急輸送需要等を総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進めます。
- (3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。

第4節 緊急物資確保対策

- 災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。



1 個人備蓄の促進（危機管理部）

自主防災組織及び市民への啓発に努め、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生し、支援が遅れることに備えた一週間分以上の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を促進します。

2 給水体制の整備（水道局、危機管理部）

(1) 給水拠点の整備

水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など、給水拠点の整備を進めます。

(2) 応急給水の確保

配水池、非常用貯水槽等、応急給水に利用する備蓄水量の確保に努めます。

(3) 応急給水資機材の確保

応急給水資機材について、必要量の調達体制の整備を進めます。

(4) 飲料水の備蓄

応急給水が実施できない場合に備えて、保存用飲料水を備蓄するものとします。

(5) 災害時協力井戸の確保

災害時協力井戸を登録し、災害時における生活用水の確保に努めます。

3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部）

(1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定

食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。

備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者など様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮したものとします。

(2) 食料、生活必需品等の備蓄

食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。

(3) 食料、生活必需品等の調達体制の整備

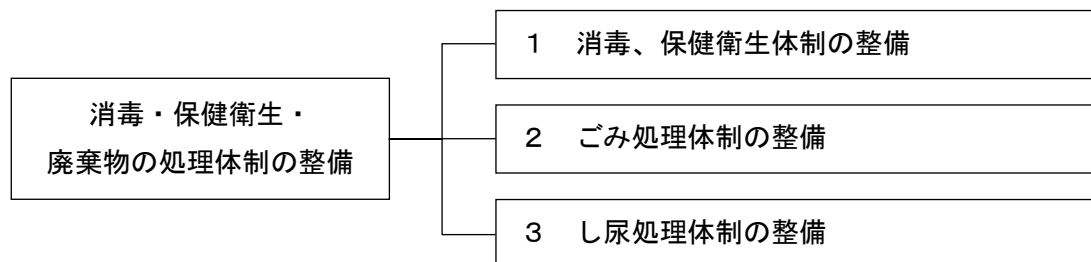
災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。

災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。

また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受け入れ及び応援を行うものとします。

第5節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備

- 災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制について整備します。



1 消毒、保健衛生体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 防疫班等の整備

災害時被災地においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疫病の発生が多分に予想されます。これを防止するため、被災地の感染症対策、衛生活動を迅速かつ的確に実施するための防疫班等を編成する必要があります。

この編成を円滑に行うため、平常時から、防疫班等の編成について検討しておくものとします。

(2) 薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達可能業者と予め協定を結んでおくなど協力体制を整備します。

なお、市においても常時備蓄に努めるものとします。

2 ごみ処理体制の整備（環境部）

(1) ごみ処理計画の策定

ア 被害状況に応じた、ごみの発生量の推計を行います。

イ 災害により排出されるものと日常生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推計するものとします。

(2) ごみの迅速な収集と処理の計画

ア 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行います。

イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、原則として所有者自らが行うこととします。

ウ 災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置場の選定を行い、仮置場を拠点にした収集・処理体制を整えます。

エ 民間の廃棄物処理施設の活用も含め、処分先を確保します。

(3) 協力体制の確保

ア 平常時から、災害ボランティアとの協力体制の構築に努めます。

イ 県、近隣の市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

3 し尿処理体制の整備（環境部、下水道局、危機管理部）

(1) し尿処理計画の策定

被害状況に応じたし尿処理量を推定し、作業計画を策定します。

(2) 緊急汲み取りの実施計画

浸水による被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に汲み取りを実施します。

(3) 仮設トイレ等の配置計画

ア 災害時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用が出来ない地域に、災害用組立トイレの配備を進めます。

イ 要配慮者に配慮した計画とします。

ウ 津市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を進めます。

エ 避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。

オ 市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、浴槽等への水の溜置きに努めるものとします。

(4) 協力体制の確保

県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。